

地域と農業

会 報

第 67 号

Oct. 2007

Autumn

特集

平成19年度 北海道地域農業研究所自主研究

「北海道農業の課題とその発展方向」に

係る第一回研究会報告

社団法人 北海道地域農業研究所

札幌でのご宿泊なら
いつも安心・快適な

ホテルノースイン札幌
北農健保会館へ

1 冬割ツイン・和室プラン 素泊り

一室2名以上のご利用で

お一人様 **¥2,500~**

2 Sルームプラン 限定10室

バス・トイレ付のシングルルームでのお泊まり 朝食付きのお得なプラン

¥5,000~

3 団体宿泊プラン ツイン・和室限定、料金一括払い

同一日に10名以上で宿泊すると冬季基本料金の10%OFF(2,300円~)、さらに会議室を利用すると会議室料金を30%OFF

- ・ほかの割引制度との併用は不可。
- ・団体宿泊プランはツイン・和室を同一日に一室2名以上でご利用し、合計10名以上の宿泊に適用。
- ・団体宿泊プランは宿泊ポイントの対象にはなりません。

期間 平成19年11月1日~20年5月31日

ホテルノースイン札幌
北農健保会館

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目

電話ご予約 **011-261-3270** FAX **011-261-3298**

<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>

「喜び」を支える、喜び。

心から信頼しあえる人に出会えたこと。
大切に育てた花壇が、美しい花を咲かせたこと。
家族がみんな健やかに暮らしていること。
日々の生活にいきづく「喜び」は、人それぞれ。
そして、そんな喜びをさまざまな形で支えることが、
私たちの喜びです。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

■函館支店 ■岩見沢支店 ■旭川支店 ■稚内支店 ■網走支店 ■東天北営業所 ■北見営業所

地域と農業

Vol.67

表紙写真：斜里町
提供：山田 精一



目次

2

みる
観 察

「戸別所得補償政策」に注目しよう

(社)北海道地域農業研究所 所長 太田原高昭

5

特 集

平成19年度 北海道地域農業研究所自主研究
「北海道農業の課題とその発展方向」に係る第1回研究会
報 告「農地制度改革と担い手育成の方向について」
(社)全国農地保有合理化協会 調査広報部 次長 深谷 成夫

42

Essay

農業に魅せられて その3 食農体験編

養鶏農家(東川町) 新田みゆき

47

レポート

「手習い」イギリス文化論 第9回
～農村で出会った“カッコいい”もの達～

北海道大学創成科学共同研究機構
明治乳業「乳の価値創造研究」寄附研究部門
博士研究員

小林 国之

54

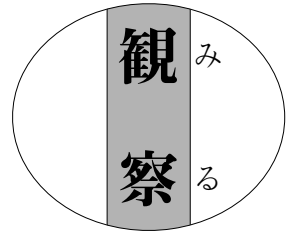
連載No.50

あのマチこのムラ地域おこし活躍中
韓国太白市の事例

(社)北海道地域農業研究所 専任研究員 糸山 健介

59

お知らせ・掲示板・DATA FILE



「戸別所得補償政策」に注目しよう

(社) 北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

一 農業問題が選挙の争点となった

今回の参議院選挙は自民党の歴史的敗北となった。敗因は年金問題、政治とカネの問題、そして農業問題の三つであると大方の見方が一致している。農業問題が久々に選挙の争点となり、とくに農村部での票の出方に直結した。民主党の小沢代表が早くから農村を回り「戸別所得補償政策」を訴えたのが功を奏したのであるとの見方もできよう。

この政策は、今年から実施された「品目横断的経営安定対策」へのアンチテーゼである。品目横断的経営安定対策が府県で四ヘクタール以上、北海道で二〇ヘクタール以上を耕作する「担い手」を対象を限定する政策であるのに対して、戸別所得補償政策

はすべての販売農家を対象とする包括的政策である。予算も前者の年額一、〇〇〇億円に対して、後者は一兆円と一ケタ違っている。

個々の農産物対象でなく、経営体を対象とした所得補償政策の発想は、ガット・ウルグアイ・ラウンド後のEUの共通農業政策に端を発し、「価格政策から所得政策」の世界的流れとなってきた。しかしどういふわけか、わが国はこの流れに乗り遅れ、農業団体でもその要求運動を行ってきたのは北海道農民連盟だけである。

品目横断的経営安定対策はようやく国が重い腰をあげて、所得政策の考え方を農政に取り入れたものである。しかし、その内容は農民が要求していたものとはまるで違っていた。「担い手」から外され、価格暴落の影響をまともに受ける大多数の農民の不安

と怒りは政府・与党の予想以上に強かった。自民党敗北はその帰結とも考えられる。

二 品目横断的経営安定対策の欠陥

私は昨年旭川で行われたこの政策についての参議院地方公聴会の陳述人選ばれ、意見を述べる機会を与えられた。それに先立って帯広で開催された衆議院の公聴会では、十勝地方のほとんどの農家が二〇ヘクタールを超えている実態を反映して歓迎ムードにあったのに対して、小規模農家の水田農家では対照的に厳しい意見が述べられた。

私も、農政が所得政策の視点を取り入れたことは評価しながら、選別政策に反対し、食料自給率向上のために担い手の幅を広げるべきと主張した。地方公聴会には各党の推薦する公述人が立つのだが、この点についてはすべての公述人の意見が一致していた。

「このまま政策が実施されたらどうなると思うか」という議員からの質問に答えて、私は「集落営農にも限界があるので、米と野菜の作付けが増えて値下りし、麦や大豆の作付けが減って自給率が下がるでしょう」と答えた。残念ながらこの予想は当たったようである。

今年は作況指数九九で豊作とはいえないのだが、府県で米の「過剰作付け」が発生し、米価はまた下がってきている。夏野菜も全国的に安値となった。最近、スーパーの店頭では値上げ傾向にあるが、これは石油の値上りによる運送費等のコストアップのせいで、農家の手取りは下がったままだ。「担い手」から外された農家が麦や大豆をつくるのを止めて米と野菜に転換したと推測できる。品目横断政策は失敗だったのではなからうか。

三 農家が失った所得を補償せよ

テレビや新聞でみるかぎり「戸別所得補償政策」は不評のようだ。「バラマキ政策の復活」「財源がない」と経済評論家は一蹴する。しかしこの人たちは勘違いしている。所得補償とはもともと政府の外交の失敗で農家が失った所得を補償するものである。フランスでははっきりと「国家賠償」ということばを使っている。

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れの結果、米価の値下り等によって失った所得を補償させる権利は、大規模も小規模もなくすべての農家が有してはるはずである。それを「バラマキ」などというのは、農家に損害を与えたことを忘れた人の言い分であろう。所得補償を恩恵のようにはやめてもらいたい。

もつとも「その補償ならウルグアイ・ラウンド対策費の六兆一〇〇億円で済んでいる」という人がいるかもしれない。しかし、あのお金は前から決まっていた土地改良長期計画などの公共事業の支出を前倒ししたもので、しかも事業費ベースであるため実際の国庫支出はその半額の補助金分だけというトリックのようなのだった。その後の公共事業の見直しでそれさえもうやむやになったのではないか。農家が失った所得はまだ補償されていない。すべての販売農家を対象とするのが政策論として正しいと考える。

四 所得政策を育てるために

財源については議論の余地があるだろう。自治体への交付税さえ切られるくらいだから農水予算の増額は実際問題として難しいと思われる。農水予算のなかで考えると土地改良費などのバツティングが当然出てくる。これは予算の考え方を変えなければならぬ。これまでの農水省の予算は農家に直接入るものではなく、土建会社や農機会社を迂回する部分が多かった。そしてそうした企業が官僚の天下り先になっていた。

こうしたあたりがよいのかどうか、大いに議論する必要がある。品目横断政策のような分かりにくいものでなく、もっとシン

ブルで国民が納得する政策にしなければならない。議論すべきことはたくさんある。かつて中山間地域の直接支払いが出たとき、予算額の少なさへの批判に対して、農水省の人は「小さく生んで大きく育てます」と答えていた。所得政策を大きく育てるための国会論議に私は期待している。

もともと所得補償政策は、農民連盟などの活動によって北海道から発信されたものである。国会に限らず、まず発信元の北海道から活発な議論を起こしていきたい。



平成19年度北海道地域農業研究所自主研究

北海道農業の課題とその発展方向」に係る第一回研究会

(平成十九年九月六日開催)

開会挨拶

(社) 北海道地域農業研究所 専務理事 矢野 実

本日は、皆様には何かとご多用のところ、当研究所自主研究会にご出席くださいまして誠にありがとうございます。とくに社団法人全国農地保有合理化協会の深谷さんには、台風の接近にもかかわらず遠路足をお運びいただき、ありがとうございます。

さて、当研究所では「北海道農業に関わる基本問題・基本対策についての研究を蓄積して、政策提言などに生かすこと」を目標に、自主研究に取り組んでまいりました。研究所設立当初から『北海道農業の生産構造』『農村の生活・文化および環境整備』『農協問題』などのテーマに取り組み、これらの研究成果を『北海道の農地問

題』『21世紀の北海道農業と農村』といった著作物として刊行し、北海道からの提言として関係諸施策に影響を与えてまいりました。最近においても農業を取り巻く環境や政策の変化に対応するべく、『地域マネジメント体制のありかた』や『新たな経営安定対策に伴う農業・農村の動向について』取り組んでいるところですが、一方で会員からの受託事業への対応に追われるやら自主財源の確保が不十分であったりして、残念ながら十分な成果の発信までには至っておりません。

自主研究への取り組み・成果の発信なくして「研究所としての根

本的な存在理由の主張たりえない」との考えから、平成十九年度の研究事業計画において、「所外の研究者の協力を得ながらも、所内研究員を主体とするより自主的な研究体制を整え、三〇四年の中期の期間を設定する本格的な調査・研究を展開し、成果を外部公表する取り組みとする」ことをあらためて自主研究の目標といたしました。

こうした経緯により、このたび太田原所長にリードをお願いし、「北海道農業の発展方向」を統一テーマに掲げて研究所を挙げて自主研究をスタートさせることとなりました。

本日の第一回研究会では、深谷さんから『農地制度改革と担い手育成の方向について』ご報告をいただき、このテーマに関連して今後北海道が取り組むべき緊急の課題は何なのか、今日お集まりの皆様に、ご意見を交わしていただくことになっております。

今後とも同様の趣旨で、二ヶ月に一回程度の研究会開催を予定しております。今日ここにスタートするこの自主研究の取り組みが、実り多いものとなりますよう、お集まりの皆様には、ひきつづき特段のご指導・ご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

報告 「農地制度改革と担い手育成の方向について」

社団法人 全国農地保有合理化協会 調査広報部 次長 深谷 成夫

ご紹介いただきました全国農地保有合理化協会の深谷でございます。このような研究会でお話をさせていただく機会を与えていただき深く感謝いたしております。また、ご出席の皆様方の顔ぶれを見

まして、軽率にお引き受けをしたことに、今更ながら大変後悔をし、大いに恥じ入っております。本日は、私が二十五年余の間、農地保有合理化事業に携わってきた視点で、与えられましたテーマであり

深谷 成夫（ふかや なるお）氏



1955年 東京都生まれ
1980年 東京農業大学卒業
同 年 社団法人全国農地保有合理化協会入会
1995年 企画部調査役
2005年 調査広報部次長
現在に至る
2006年 地域農業経営戦略研究会監事

【主な著書】

『資源管理型農場制農業への挑戦―圃場整備事業と農地保有合理化事業のパッケージング―』（共著）農林統計協会1995年4月

『地域農業マネジメントの革新と戦略手法』農林統計協会2007年1月

ます農地制度改革と担い手育成の課題についてお話をいたしたいと存じます。何分、力不足の感はありませんので、後ほど皆様方から暖かいフォローをお願いいたします。今後の本研究会の検討の材料として少しでもお役に立てれば幸いです。

さて、「戦後農政の大転換」の残された課題である「農地制度の見直し」の検討が現在急ピッチで進められております。この間の検討の流れを簡単に整理すれば、昨年九月に発表されました宮腰副大臣の勉強会の整理を受けて、十二月に省内にプロジェクトチームが立ち上げられました。一月から「農地政策に関する有識者懇談会」が開かれ、具体的な検討がなされてきています。同時に、自由民主党では、「農地政策検討スタディチーム」が精力的に開催され、三月に第一次、五月に第二次の中間とりまとめがなされました。関連して、経済財政諮問会議「EPA・農業ワーキンググループ」や規制改革会議、さらには経団連、アジア・ゲートウェイ戦略会議等、様々な機関・団体から報告がなされています。

そして、政府では六月七日に「骨太の方針二〇〇七」が閣議決定され、農地制度改革の内容及び工程表を秋口までにとりまとめることが、定められています。

(参 考)

経済財政改革の基本方針2007

～「美しい国」へのシナリオ

～平成19年6月19日

4. 地域活性化

「地域の活力なくして国の活力なし」―地域経済の離陸のため、総合的な活性化政策を展開し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう支援する。また、耕作放棄地の増大、従事者の急速な高齢化、それらによる生産の長期低落などの危機的状況を乗り切り、競争力ある強い農林水産業への第一歩を踏み出し、農山漁村地域を活性化する。

【改革のポイント】

1. 「地域力発掘支援新戦略」³²に基づき、総合的な地域活性化政策として、施策の体系化・全国への情報発信、「頑張る地方応援プログラム」、横断的制度基盤の強化・活用等により、地域の取組を支援する。
2. 農林水産業の潜在能力を最大限発揮させ、強い農林水産業を目指す。
 - (1) 「21世紀新農政2007」³³を着実に実施する。強い経営意欲を有する農業経営者の活躍や小規模農家も参加する集落営農の組織化、新規参入の促進等により、産業として飛躍する農業の実現、流通の合理化・効率化を目指して改革を進める。都市農業の一層の振興を図る。また、新たな基本計画³⁴に基づき、林業・木材産業と山村の再生、力強い水産業と活力ある漁村の確立を目指した構造改革を推進する。
 - (2) 農地の「所有」と「利用」の分離：農業の生産性を高め強い農業を目指すには、農地の集約化、規模拡大が不可欠である。このため、農地について「所有」から「利用」へ大転換を図り、徹底的に有効活用する。

【具体的手段】

- (1) 略
- (2) 農地改革案の取りまとめ

農地の「所有」から「利用」を促すため、下記の点について検討を進め、農林水産省が平成19年秋までに取りまとめる農地に関する改革案と工程表に含める。

- ① 5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。
- ② 農地リースの加速：定期借地権的制度、農地利用料における市場の需給の反映、農地の一般企業への賃貸促進等を通じて、農業経営者への農地の集積を促進する。
- ③ 法人経営の促進：経営の多角化や資本の充実等の観点から、農業生産法人の要件を見直す。

農地の権利の設定・移転をしやすい仕組みをオプションとして用意する。

(3) 農業の構造改革の全体像と工程表

農地を含めた農業改革の全体像と工程表について、農林水産省は、経済財政諮問会議で議論も行い、平成19年秋までに取りまとめ、改革を順次具体化する。

1. はじめに

まず、本題に入る前に、この頃、考えていることをお話しさせていただきます。

少し古くなりますが、二〇〇二年に発売された小熊英二さんの大著「民主と愛国―戦後日本のナショナリズムと公共性―」を、私も正月休みに炬燵に入りながら読みました。そこには、戦後どの勢力が「民族」「愛国」「民主」「平和」といった旗印を振ってきたのかといったことが書かれていました。それは、時代と共に大きく変化してきたわけですが、例えば、終戦直後は日本共産党や労働組合等左派勢力が「愛国」「民族」の旗を掲げていました。しかし、今日、叫ばれている「ナショナリズム」とは大きな差異があると思います。さらに、二〇〇三年に出ました小熊さんの「癒し」のナショナリズム―草の根保守運動の実証研究―とか、また日韓ワールドカップに関連した香山ミカさんの「ぶちナショナリズム症候群」や「私の愛国心」で書かれている「ナショナリズム」、最近ではワーキングプア問題に取り組んでいる雨宮処凛さんの一連の著作・諸活動などの変遷を見て、簡単に「右翼」とか「左翼」や「保守」とか「革新」といったことが言えないのではないかと思います。

ご承知のとおり、そもそも「右翼」「左翼」の語源は、フランス革命時代の議会において、議長の右側の席を保守派が左側席を急進派が占めたことに由来します。全く関係ありません二〇〇六年に明治大学で開かれた農業経済学会の討論会では、座長の生源寺先生の右に本間・神門両先生、左に田代・磯田両先生が座っておられました。個々の研究者に、今、問われているのは、単に自分が「農問研」あるいは「TEA」のどちらに属しているかといったことではなく、具体的な日本農業、農業者の将来像を描き、そして、どのような道筋でそれを実現していくのかということ。これを一人一人の研究者が明確にして、かつ提示しなければならぬと思っています。即ち、「経済理論」よりも「経済思想」が問われているということです。

旧農業基本法による自立経営農家、それから農業経営基盤強化促進法による認定農業者というのは、主体形成を実現した農業者を指しています。また、農業の近代化とは何であったのか？。それは、単なる規模拡大や機械化だけではなかったはずです。

品目横断的経営安定対策では集落営農が注目されているのですが、現在、裁判となっているN県S村やH県S町M部落のように、未だ隠然と「村八分」が残っているところもあります。ここに残っているのは、「近代化」の中で解消しようとした農村の閉鎖性、封建遺

制だったのではないだろうか？。では、現在注目されている集落とは何か？、たしかに「集落規範」による生産調整の実施や、「集落」を基礎とした土地利用調整等、集高く評価される機能を有しています。しかし、単純にその機能だけを評価するのはどうでしょうか？最近「小沢昭一座談第四巻」を読みました、その中に評論家の安田武さんとの対談があり、古い伝統文化について「いいものを復活させようとすると、ひょっとすると、戦争までもやる体制も一緒に戻ってくる危険性もないことはない」と書かれています。このような配慮ある対応をするには、先に述べましたように研究者それぞれが自らのスタンスを明確にしておく必要があると思います。

2. 市場の自由化について

長い前口上でしたが、本題に入ります。

農地市場の自由化についてですが、まず最初に考えなければならぬことは、農地市場という要素市場を一般（生産物）市場と同様に考えていいのかということです。

農業における生産の三要素に関する現在の争点を見ると、①労働市場では、外国人労働者の問題があります。これは、中野麻美さん

の「労働ダンピング」でも描かれているように、非農業部門における国内の正規・非正規労働者の雇用問題に関連してくるのだと思います。②金融市場では、まさに株式会社による資本調達とか、農協金融が独占していた分野への地方銀行の参入等があります。そして見直しが検討されている③農地市場があり、農地法制・規制の緩和等があります。ここで重要なことは、単に農地市場の規制緩和だけを議論しているのではなく、三つの要素市場を絡めて議論していることです。

農地市場の規制緩和は、「土地利用型農業は儲からないから企業は参入しやしない（だから法改正は不要だ）」とか、「企業は転用目的で農地を取得しようとしている（といった株式会社不信論）」といったことではなく、現在「市場」解放を求めている方々が、すべての「市場」における解放・自由化を求めているということであり、単に企業が農業に参入する道を開くことだけを意味しているわけではありません。例えば、教育・医療分野においても「市場」の解放・自由化を求めているのであって、農業・農地だけを解放・自由化しないわけにはいかないといったことがあるのではないのでしょうか。また、逆に「農地の規制緩和に反対」と言いながら、不法な外国人労働者に依拠した農業経営を容認することは矛盾している論理と言

わざるを得ません。例えば、東京大学の安藤光義先生は「外国人労働力の受け入れは日本の「かたち」を決めることになりかねない重要課題……外国人労働力を活用した大規模経営が展開するようになると、現在進めようとしている農業への再チャレンジは全く意味をなさない可能性がある。外国人労働力を導入した農外資本の新規参入が進めばその方が構造再編に与える影響力は大きいだろう」と外国人労働者の問題に警鐘をならしています。

釈迦に説法になりますが、市場が有効に機能するには、民主主義の深度が求められます。即ち、市場が前提とするのは、近代的な経済人による民主的な社会です。そのため、一部の民主主義が未発達な国は、泥棒資本主義やクローニー資本主義に陥っています。また、市場を成立させる契約関係を規定する「民法」も、ロック等の啓蒙主義の思想家が理想化した「近代市民社会」が前提です。市場機能に懐疑的な論者は、近代化・民主主義が日本において、低レベルであることをまず指摘すべきでしょう。テレビの水戸黄門に出てくる悪徳な「越後屋」は株式会社・企業に限らないのではないのでしょうか。したがって、未だ残る「村八分」の状況や、経営感覚が薄く補助金に依存した農業の体質を改善していくことも重要な課題だと思っています。即ち、現在の日本における「市場」とは、現段階の

資本家・労働者そして農業者・消費者をはじめとした国民のレベルに見合った「市場」レベルに過ぎないということなのです。

3. 農地流動化の実態について

農地流動化の実態についてみていくことにしましょう。農地流動化や農地集積について考える場合、次の三つのケースに分けた上で考えなければなりません。

- (1) 農場単位の移動Ⅱ既に農地が集団化されているものを取得する場合
 - ① 農地（草地）開発等により大規模な農場を新規に取得するケース
 - ② 離農等による農場そのものが売り（貸し）出される北海道に多いケース
 - ③ 一定のまとまりのある耕作放棄地があるケース……条件整備の必要性あり

- (2) 一筆、二筆といった地片単位の移動Ⅱ自らの経営地の隣接農

地あるいは近隣にある農地を新たに買入れまたは借入れて、経営地の拡大と同時に集積を図るケース（都府県における農地流動はこのタイプが大半）

(3) 面的集積Ⅱ分散化している農地を地域の話し合い等により他の農家の農地と交換等して集積するケース（この場合、交換だけではなく地域の話し合いを通じて新たに農地の買入れ・借入れが行われることもある）

前記三つのケースについて、一般不動産（宅地・商業用地・工場用地等）を例にして考えてみましょう。一般的に不動産を取得（購入あるいは借入）する場合、(1)と同様のケースが多いと思います。①宅地であれば宅地開発による住宅団地、工場であれば工業団地などを取得するでしょう。②郊外への移転により工場跡地や中古住宅を取得するケースもあるでしょう。即ち、取得する者からすれば、価格・交通条件等が同様であれば、A市であってもB町であっても、取得意欲は基本的に変わりません。その使用目的になった物件があるか否かにかかっています。また、その情報は不動産業者等から様々な媒体を通じて大量に供給されます。大ショッピングセンター

等を建設するのであれば農業用地に比して小さな面積で足りすし、また農業のように土地そのものを利用して農産物を生産するのではなく、農地の上に工場や宅地等を建設して生産を行うことになるので、目的に合った土地の供給量は相対的に多いと言えます。

しかし、(2)のような場合、例えば生産ラインの拡大に伴い隣接地に工場を建設したい場合や、スーパーマーケットが来客用駐車場を新たに設置したい場合が該当するのですが、このようなケースでは取得する土地の条件が限定されます。条件に合った土地（工場やスーパーマーケットに隣接しているか、極めて近い位置にある土地）を取得するため、工場主やスーパーマーケットの経営主は、当該土地の所有者（地主）と取得交渉を行わなければなりません。この場合、不動産業者が仲介することが一般的ですが、土地価格交渉あるいは補償交渉が大きく影響することになります。

既に地主が生計を立てるために使っている土地を、自らの目的（経営規模拡大Ⅱ所得の増大）のために取得しようとするれば様々な困難に直面します。即ち、現在地主が得ている当該土地に対する使用価値以上の補償（代替地を含む）を行う必要があります。地主が当該土地に執着している場合、あるいは交渉力を持っている場合、取得者は当該土地を利用することで得た利益の中から、支払い可能

な範囲内で価格を設定することになります。農業以外の業種が取得する場合、その資本を勘案すれば土地所得コストは一般的に余り大きくありませんから、取得するか否かは土地の使用価値によって左右されます。

しかし、農地価格・小作料が下落していても、農産物価格までもが下落している状況下においては、大規模農家であっても土地を拡大していくことは極めて困難です。ましてや今日の農業情勢を踏まれば、取引費用を経営者が負担することは難しい場合がありますので、公的機関・団体の仲介が求められます。(3)のケースは、一般不動産においてはまれです。土地区画整理や都市再開発などが該当します。

要するに、農地の取得にあたっては、一般不動産とは大きく異なり、(2)のケースが主流となるのです。農地集積に関わる問題も発生しますから、その対策も求められることになります。

4. 農地市場について

では、農地市場とはどのようなものなのか。私どもの協会でも出版しています研究誌である『土地と農業』No三四号に掲載されました

九州大学の福田晋先生の「農地利益市場の特質と取引のあり方に関する考察」を手がかりに検討していきましょう。

一般に、農地貸借の経済的成立条件は、

① 借り手の余剰Ⅳ貸し手の稲作部門所得……梶井仮説

② 借り手の余剰Ⅳ貸し手の稲作部門所得－家族労働の不効用

……速水仮説

のいずれかとなります。

加えて、福田先生は、稲作に係る行為は「家族行事」と位置付けられ、①、②の数式が必ずしも適用されない場合があると指摘しています。確かに、家族行事であるはずの炊事・洗濯・掃除が外部化されつつあり、今後「家族行事」としての稲作の重みが変化してくることが考えられます。

また、農地は二面的性格（Ⅱ「生産要素としての性格」と「資産、家産としての性格」）を持つため、結果として農地市場は表のようなものになると考えられています。

機能的市場における機能組織は、農業委員会のあつせん事業や農

農地用役市場の類型

	市場規模	農地情報	取引費用	貸借人関係	調整機能	信頼関係
原始的市場	数人	不完全	小～大	地縁・血縁	なし	貸借人相互
地縁的市場	1～数集落	かなり整備	小	共同体	地縁組織	地縁組織
機能的市場	数集落	かなり整備	やや大	なし	機能組織	機能組織

地保有合理化法人の諸機能が該当

します。現在、検討されている

「面的集積組織」もここに含まれ

ます。今回の見直しで重要な役割

を担うとされている「面的集積組

織」は、原則全ての市町村に設置

されます。「自らの現場に積極的

に働きかけ、代理・委任で農地を

集めて担い手に面的にまとまった

形で貸し付ける利用調整組織」だ

ということです。そこには農業改

良普及員やJA等のOBがコー

ディネーターとして配置され、彼

らは農地所有者に対する様々な働

きかけを行います。このようにし

て利用調整を行っていくという

仕組みです。出し手からの白紙委

任・代理契約を引き受けたり、ま

た賃借料の徴収・支払業務の代行

も行います。

様々な奨励措置と税制（相続税・贈与税）の見直しが行われるこ

とも検討されています。地域への働きかけに関わって、農地情報の

提供・集積のシミュレーションを行うツールも併せて準備するとさ

れています。後ほどお話しします企業の参入についても、この面的集

積組織が調整することになっています。

農地取引が行われる市場は、原始的市場→地縁的市場→機能的市

場の順に成立します。新たに「面的集積組織」が構築されても例外

が生じることはないでしょう。今後様々な支援措置が講じられるこ

ともなっています。今の状況で満足している「現状維持」志向

を持つ者は、少額の補助金を得るくらいでは現状を変える意欲を持

たないのではないかと思います。逆に、貫いた少額の補助金

（既得権益）が無くなることに不快感を抱く傾向があります。品目

横断的経営安定対策でのカバー率の高さは、このことに由来してい

るのかも知れません。

また、農地を拡大するにあたり、担い手はどのような農地を取得

したいのかと言えば、当然、団地化された効率の良い圃場というこ

とになります。山間の未整備な圃場は取得したくないのです。担い

手は生産装置としての農地を利用して農業所得の拡大（規模拡大・

面的集積）を実現するわけですから、本来、農業所得の拡大を果たした担い手が取引費用（コスト）を負担するのは当然です。一般不動産ならば不動産屋に仲介（交渉）を委ねます。農地に関しても同じで、所有者に対して「農地を譲ってくれ」といった農村社会において嫌な役割とされている行為を公的機関にお願いすることになります。実際は、「売りたい」「貸したい」といった案件が発生してから調整が始まるのが現実ですし、家産・財産としての農地を扱うことにもなりますので、調整することとは大変難しいということです。

5. 農地情報の収集・発信について

農地情報は、一般の不動産情報とは異なり、不動産業者等が集積しているわけではありません。合理化法人等が大量にそのような情報をストックしているわけでもありません。

農地というものは、ある種、生き物にも例えられるように、土づくりの有無が極めて重要な要素を占めていて、農産物はそうした土地から生産されます。土地の肥沃度が土地評価の重要な条件となります。この点も一般の不動産とは異なります。耕作をやめて相当な

期間が経ってしまった遊休農地については、再度条件整備を行い再生を図る必要があります。さらには、農業には季節性があることから、農地を取得するタイミングも重視しなければなりません。稲作ならば年一回の生産となるので、田植え時期（その前に苗の手配があります）を逸してしまえば、その土地は一年間生産できない土地ということになります。また、供給側に関しても、例えば「三年後にリタイアする」といった中・長期的な農地売渡し・貸付け計画があるわけではなく、短期的な判断や事由によって売り渡すケースが多いのが実態でしょう。

土地の集積を図る場合、こうした実態を把握する必要がある、さらには農地を「売りたい」「貸したい」「交換したい」と思っている農家が何処にいいのかといった情報を得ることが極めて重要な課題になります。地域によっては、農家自らがビラを配布して農地情報（「農地を取得したい」）を収集しているケースもあります。しかし、一般的にこのような情報は、地域の農地や農家の情報に精通している農業委員や農業技術・経営を指導している農業改良普及員等に集まることが多いでしょう。また経営者が組織している生産部会や集落での話し合いを通じて情報交換されることもあります。通常、農地を取得する場合、こうした方々から情報を得て、そして当該農業



委員や普及員に価格交渉を含め仲介を依頼することになります。担い手への農地の利用集積と農地の分散の解消を加速度的に進めていくためには、農地情報の収集と発信が重要なキーになっています。今回の見直しの中の重要な課題です。

経済財政諮問会議「第十一回EPA・農業ワーキンググループ」で農水省の高橋経営局長は「今回の面的集積システムは、委任代理方式という、もうちょっと簡便な方式を構築すると同時に、セットとして、組織、コーディネーターが使える道具も用意してあげるという仕組みである。それが農地情報の提供である」と話されています。ここで言う農地情報とは、従来、様々な機関や団体が有していた情報を一元化した、農地集積のシミュレーションとして活用できるものを指しています。

しかし、今、お話したような有効な農地情報は果たして収集できるのでしょうか。ともすると、血縁・地縁的農地市場における調整不能物件のみが提供されることになりかねません。地域内にある利用価値の低い農地に係る情報だけが提供されるのではないかということに危惧しています。

6. 耕作放棄地対策について

耕作放棄地は二〇〇七年現在三八万六千鈔あり、うち一五万三千鈔が農振農用地区域内にあります。現在、耕作放棄地の現状把握が進められていて、年内には解消計画が出されることになっています。その解消計画に応じた処方箋が提示され、対策が実施されることとなります。今回の見直しでは、①五年後を目途に解消するといった期限を明示しています。また、②解消すべき耕作放棄地、守るべき農地を明確にする。即ち、現在、農振農用地区域以外であっても、そのような農地については農用地区域に編入していく。その場合、編入する基準を見直す。それ以外では、非農業利用へ誘導していくとされています。併せて、宮腰副大臣の勉強会における整理にもあったように、現行農業経営基盤強化促進法に基づく法的措置についても、その発動基準を明確にし、市町村段階で使い安くするとしています。また、当然、転用規制も厳格化していくとしており、それを通じて優良農地を守っていくという内容になっています。

「農地の利用に軸足を置いた政策展開を図る上で、効果的な遊休農地の発生防止・解消対策の実施のあり方」であり、農地を生産装置として農業経営の中で維持していくものになっています。

耕作放棄地問題の本質を考える場合、マクロ的（国家）な視点では、自給率の向上が求められ、その結果四六〇万鈔の農地の確保が必要ということから始まります。現場では、不在地主の農地が利用したという農家に移動しないため、耕作放棄地が発生しているといった大きな問題があります。しかし、単純にミクロ（農家）の視点からみれば、農地を利用しても十分な農業所得が得られないため、農家は生産装置としての農地を活用しないといった実態もあります。

東京大学の安藤光義先生は、ある調査報告書で次のように指摘しています。

「多様なボランティア組織等が行う耕作放棄地の多面的な活用の取組に対する支援（草刈り、景観植物の植栽等）」も検討されていますが、耕作放棄地を恒常的かつ継続的に解消させるには、ミクロ、即ち農家が農業経営を通じて農業所得を確保し、継続して農地を活用するようにならなければなりません。マクロ的には、国民・住民のコンセンサスのもとに維持（解消）経費に対する継続的な補助（税金対応）が必要になります。

例えば、耕作放棄地がゴミ捨て場となって、地域の環境を損ねていると言った事態があります。これはメゾ（地域）といった視点での課題でもあります。マクロ的視点（国）とミクロ的視点（農家・

■東京大学安藤光義先生調査報告書抜粋
水田農業ビジョン事例調査結果の総括

―「売れる米づくり」から「担い手づくり」へ―

1. 水田農業ビジョンの出発点―「水田は不良資産」という事実認識―
調査結果の総括に入る前に、まず客観的な事実の確認から始めることにしたい。それは日本農業全体としてみた場合、もはや「水田は不良資産と化している」という事実である。すなわち、わが国には二七〇万haの水田があるが、そのうち米を作ることができるのはその6割の一七〇万haしかなく、しかも、これからも引き続き人口減少と食生活の変化によって、米を作ることのできる面積はますます減ることは確実なのである。水田を工場にたとえれば、その本来の生産能力の稼働率は6割しかなく、今後は5割水準にまでの低下は必至ということになるだろう。経済学の論理からすれば、あるいは企業の通常の常識からすれば、こうした「生産装置」はもはやスクラップの対象ではない。

われわれは「米を作るための水田は過剰」という事実を受け入れなければならぬ。

そのように考えれば水田農業ビジョンの策定はそれぞれの地域が生き残りを賭けるための戦略だということになるだろう。あえて繰り返すが、現状では「水田は不良資産と化している」のであり、全てを救えるだけの財政的な余裕は国にはないのである。

水田農業ビジョンはこの客観的な事実の認識から出発しなくてはならない。

農業者)の二つの視点で考えるのではなく、メゾ領域(集落・地域)といった視点は重要です。

要するに、耕作放棄地問題はマクロ・メゾ・ミクロでその論理や意味が異なるので、その対策もそれぞれ異なってくるということである。これは、農業問題全般に言えることで、マクロ(国)では、食料自給率の維持・拡大(総福祉)の基礎である生産装置の維持であり、国土保全といったことでもあります。メゾ(市町村・地域)では、環境維持、地域産業の生産装置の維持が挙げられます。ミクロ(農家)では、生産装置として農地が利用できるかといったことになります。ミクロ・メゾ・マクロといったそれぞれの領域で、対策を提起しなければなりません。また、政策的プライオリティをどのようにとらえるかといった問題もあります。「世界平和のために」といえば、何でも許されるわけではありません。一番最初に述べたことも共通します。

マクロ(国)の意思決定原理は「社会の総福祉」の極大化であり、ミクロ(企業)の意思決定原理は「利潤」の極大化であり、また家計の意思決定原理は「効用」の極大化です。そして、「地域」は、意思決定原理の異なる経済主体の集合体ですので、「生産の場としての地域」「経済取引の場としての地域」「生活の場としての地域」

「行政単位としての地域」等、様々な価値判断があります。したがって、「食料自給率の向上」「国土・景観の保全」といったスローガンや単に個々の農家の「所得の向上」といった目的だけではなく、その地域に「みんなで住み続ける」（定住する）ために地域の農業はどうあるべきかを考えることも重要でしょう。そこで重要となるのは、「公」を明確にするには農家を含めた住民の「個」の確立が必要だということです。なんでもかんでも行政やJAなどに頼るのではなく、それぞれの農家や集落が担う範囲を明確にしながら、耕作放棄地解消の問題について考えていくべきでしょう。

話が横道に逸れますが、時々議論をしていて、何を話し合っているのか分からない時があります。それは、話しの内容が微妙にずれていることによります。横浜国立大学の田代洋一先生の『食料主権』という本によれば、トレーガー（担い手）には、①農業経営の担い手（農業の使用収益の全域をカバー）、②農作業の担い手（休日・朝晩のオペレータ作業）、③地域資源管理の担い手（水管理・畦草刈り）、④環境材としての農地の担い手、⑤農村社会の担い手（生まれ在所に生き抜く）等、様々なものがあるということです。耕作放棄地解消の問題も、誰が何を目的に行うのかといったことが重要になるのではないかと思います。

7. 担い手とその育成について

企業の参入については、貸借のみとした特区法による限定的な措置に始まり、後に農地法・基盤強化法の改正により「特定法人貸付事業」として全国展開されるに至りました。「多様な主体による新規参入を促進するため、担い手の育成施策との整合を踏まえつつ、一般企業等の農業参入の円滑化、経営発展等に資する政策のあり方等」が検討され、「貸借については、機械・労働力等からみて農地を適切に利用する見込みである場合は原則許可」される方向で検討されています。したがって、貸借に限っては、現行の農作業従事者要件等の見直しが行われることになると思います。農地法の「耕作者主義」に基づいて農業生産法人の要件が作られていますので、根本のところでの見直しとなりましょう。

先ほども言いましたけれども、「企業は所有権まで望んでいない」とか、「所有権を認めれば転用や産業廃棄物の捨て場となってしまう」といった意見をよく耳にします。しかし、本当に企業が農地取得を望んでいるのか否かといったことは、実は些末な議論なのであって、この議論の根っ子には、すべてについて自由な市場を望んでいるという主張があるのではないかと思います。医療サイ

ドにおいても、市民病院が撤収する時代です。一、〇〇〇病床以下は経営困難になるとも言われています。生き残れるのは、農業同様、特色ある病院が大規模な病院と言われています。

本当に一般企業を日本農業の担い手として位置付けるのでしょうか。有識者会議では、「補完的」であると説明しています。また、担い手について考える場合、どのような者を担い手とし、その担い手を誰が認めるのかといったことが問題となります。認定農業者制度がありますが、食料生産及び土地利用型農業の構造改善を押し進めなければならない場合、例えば、稲作と生花のバラを生産している複合農家と稲作と造花のバラを作っている兼業農家のどちらを担い手として位置づけるのか。生花も造花ともに食料ではないわけで、単に生命産業を特別扱いする理由はどこにもないといった問題に直面します。生花を施設で栽培している場合、「農地」問題は発生しません。どちらも経営が安定していれば、米は安定的に生産・供給されるでしょう。また、規模は大きいけれども、キャッシュを見れば自転車操業的な経営もあります。そもそも、規模拡大とは、旧食管・全量共販体制下の論理でしかなく、与えられた農地条件で農業所得を拡大したいならば、水田に「稲」以外を植えることも選択肢として考えるべきでしょう。現に、北海道でもアスパラや長い

もの生産で成功している地域があります。

そうであるならば、経営に国家があまり介入すべきではないのかもしれません。新規就農者等、進取気質の者が日本農業を変える。

それが「創意工夫を活かした経営の多角化農業経営における企画管理の重要性の高まり等、農業生産法人及び個別経営の今日的農業経営の展開方向に資する政策のあり方等」なのかもしれませんし、ここに企業の参入の本来のねらいがあるのかもしれない。

また、「定年退職者の就農促進等、幅広い人材の確保に資する政策のあり方等」の検討もなされていますが、そもそも日本農業にとって、兼業農家・小規模農家をどのように位置づけるのか考える必要があるでしょう。確かに団塊世代の新規就農者は食料政策の主流とはなりえないと思いますが、ロシア政変時にダーチャが食料生産の多くを支えていたということを振り返ってみる必要があると思います。

さて、その担い手の育成方法ですが、認定農業者等、支援の範囲を特定して、そこに補助・支援を集中化していくのか。あるいは、市場によって鍛えるといった方法を選択するのか。二者択一ではありませんが、牛肉・オレンジの自由化が騒がれた後、国産牛のブランド化が進んだり、売れる米作りが重視される中で、コシヒカリ系



品種への作付が特化していったように、市場の有効性はやはり評価すべきなのではないでしょうか？

8. 狼は本当に来る！

『狼と少年』に出てくる少年がずっと言い続けてきた「昭和一桁台がリタイアすれば……」「そんなに農業補助は続かないぞ」といったようなことが、ここに来て本当におこるのではないかと実感されている方は多いのではないだろうか？。実際、昭和一桁世代のリタイア問題についてみれば、一番若い昭和九年（一九三四年）生まれの方々が、平成二十三年に七十五歳を迎えます。米政策は最後のステージとなり、生産調整のシステムが続くとしても産地づくり交付金の水準は下がると推測され、米価はもう少し下落するでしょう。さらには、WTOやFTAがどのようになっていくのかといった問題もあります。今まで想定しなかった農業構造の大変動が目の前に迫っています。「そのような対策をするには数年かかる」とか「旧来のシステムがあるのだからすぐには変更できない」とは言っていられない状況になっているのです。正に「戦後農政の大転換」がなされようとしています。

こうした状況の中で、株式会社問題や耕作放棄地問題を五年間で解決しようとしているものですから、極論ではありますが「黒猫でも白猫でも農業経営をちゃんとやるならば、どちらでもいいのではないか!」といったようなことを言う人も出てきているのです。最初にお話したように、三〇五年後の農業情勢をそれぞれの研究者がどのように予測しているのか。それに関わる発言には大きな差異が生じているように感じられます。WTO・FTA反対と言っていれば、本当に締結しないで済むのか。それを先延ばしできるのか。その間に、日本農業はどうなっていくのか。こうしたことを分析するだけに留まらず、最悪の状況を見据えて、セーフティネットについても検討を始めておくべきなのではないでしょうか。また、個別案件に対する評価と批判のみを繰り返しているだけで現実を直視していないような意見も見受けられます。頭の体操の時期は過ぎ去ったと思います。

9. まとめにならない「まとめ」

最後に、「農業経営管理支援対策」の取り組みを簡単にご紹介してお話を閉めたいと思います。

「これまでにさまざまな改革に取り組んできました。米改革、品目横断的経営安定対策で切り口にしたのは人であり、経営です。農地政策の見直しにおいても同様で、人と経営を焦点に、経営が発展するために何が必要か。見直しの中心テーマとなるのはこの点です」(高橋博経営局長「全国農業新聞」二〇〇七年八月三一日)

従来、農地制度・農地流動化を語る場合、農業経営といった視点が欠落していたように感じます。確かに、合理化事業も「一時貸付タイプ」等、経営支援型にシフトしてきましたけれども、公社の体制を踏まえば実質的な農業経営の支援は困難です。また、認定農業者制度についても、経営改善計画を認定した主体である市町村がチェック・指導・支援していくことが実質困難な状況にあると言えます。

平成十八年十月第二四回JA全国大会決議において、「担い手に対する経営指導体制の強化」が決議され、「農業経営管理支援の取り組み」が進められています。「農業経営管理支援対策」は、地域農業を支える多様な担い手の経営安定を図り、JAの組織・事業基盤を強化するため、行政や普及指導センターなど関係機関との連携のもと、JA段階における確定申告支援だけに留まらず、経営実態を踏まえた技術指導・経営指導、それらと有機的に結び着いた総合的

農地政策の展開方向について ＜農地に関する改革案と工程表＞

[平成19年11月6日 農林水産省]

農地は、国民に食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとって極めて重要な経営基盤である。

中長期的に世界の食料需給のひっ迫が見込まれ、他方、国内では耕作放棄地が増大する中、農地の有効利用を促進するため、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念を明確にした上で、現場の実態を踏まえつつ、下記のとおり農地政策の改革を具体化していくものとする（別添参照）。

なお、この改革については、別紙工程表に沿って計画的に進めることとして、早急に着手し、全体の改革が、平成20年度中ないし遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとしてスタートできるよう法制上の措置を講じる。

記

1 農地情報のデータベース化

農地政策を見直していく上で、また、各般の農業政策を推進していく上で、所有や利用の状況等の農地に関する情報を一元的に把握し、それを関係機関が共有化し、十分に活用していくことが重要である。

このため、個人情報の保護に留意しつつ、農地に係る各種情報を地図の上に一元化した農地情報図を関係機関共通のデータベースとして整備し、相互に活用できるようにするとともに、新規参入等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について全国どこからでもアクセスできる体制を整備する。

2 耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施

近年、増加傾向にある耕作放棄地の解消することは、国民への食料の安定的な供給を図る上で、また、限りある農地を有効に利用する上で、喫緊の課題となっている。

この場合、耕作放棄地それぞれの現状は、地域社会の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なっており、その対応方策も地域の実情に応じたものでなければならない。

このため、耕作放棄地について、現状を的確に把握した上で、それぞれの状況に応じたきめ細やかな対策を実施することにより、5年後を目途に耕作放棄地の解消を目指す。

3 優良農地の確保対策の充実・強化

今後とも、ある程度の農地の転用需要は避けられず、かつ、農地の拡張が期待できない中で、生産力の高い優良農地の維持・確保の重要性は益々高まっている。

このため、農用地区域からの農地の除外を厳格化し、転用許可不要となっている病院・学校等の公共転用について、許可の対象にする等の必要な措置を講じる。

4 農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開

今後、規模拡大によるコスト低減など国内農業の体質強化を図るためには、農地を面としてまとまった形で集積していくことが不可欠である。

このため、現場に働きかけ、委任・代理で農地を集めて、面的にまとまった形で再配分する仕組みを全国の市町村段階で展開し、農地の面的集積を促進する。

5 所有から利用への転換による農地の有効利用の促進

農業・農村をめぐる状況を見ると、担い手の高齢化の進展、耕作放棄地の増加等の問題が深刻化してきている。

このため、所有から利用への転換を図り、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念の下、所有権と利用権の規制を切り離し、所有権については厳しい規制を維持しつつ、利用権については規制を見直す。

この場合、現場で農地利用についての問題が生じたり、経営発展に支障が生じないようにするため、必要な措置を講じる。

これにより、集落営農の法人化、農業生産法人の経営発展、農業経営に意欲のある者等の参入による農地の有効利用を促進する。

また、担い手の選択肢を拡大する観点から長期間の賃貸借が可能となるよう措置するとともに、標準小作料制度等は廃止の方向で見直す。

な事業支援を一体的に行う取組みです。青色申告の指導を行い、経営分析し、経営改善計画を支援する。そのために、営農指導と資金融資を組合せ、将来計画（生活設計、労働力確保）の実現を行っていくものです。そういった支援活動の一環として、土地利用調整があると位置づけられています。単に、規模拡大に限らず、作物転換も含めた指導が行われています。従来の縦割り体制から農家の経営実態や状況にきめ細かく応える形で、総合的かつ組織的な対応が求められています。県・各団体との連携が図られ、地域農業が発展し

ていく。その中に農地問題の解決の方向が見いだせるのではないのでしょうか？。

最後の最後になりましたが、やはり七月の参議院選挙の結果の影響は大きく、政府・自民党は、従来の農政方向についての見直しを検討に入れると思いますので、ご説明したような「農地制度の見直し」についても秋口にかけて、議論が行われることと思います。

ご清聴ありがとうございました。

討論

太田原 座長をつとめます太田原です。長時間にわたる、しかも中身の濃いお話をしていただきまして、ありがとうございます。北海道ではなかなか聞くことができない大変貴重な報告でしたけれども、それだけに皆さんピンとこないお話もあったのではないのでしょうか。そこで、まず皆さんからご質問をお受けしたいと思います。

1. 農業情勢の変化と農地保有合理化事業のあり方

東山 北海道における農地問題について考えた場合、やはり農地保有合理化事業に注目しないわけにはいきません。道公社の中間保有面積は、平成十八年現在、およそ三万七千鈔あります。その金

額をみるとギョツとするんですけども、七三〇億円にもなるんですよね。しかも、その金額は年々増加しているんです。

売買事業は北海道のためにある事業と言って良いくらい北海道において欠かせないものとなっています。しかし、中間保有している農地はいずれ売り渡さなければなりません。長期貸付タイプ中間保有十年ものの売り渡しはすでに今年から始まっています。北海道の水田地帯の多くはこの長期タイプを導入していて、旧北村がその典型になりますが、そこでの受け手農家は、今の厳しい経済状況の中で地代の償還を行っていかねばなりません。限られた担い手があります。苦しい経済状況に陥っていくことです。それが現在、大きな問題となっています。ですから私は、現況の合理化事業の仕組み、中でも売買事業の仕組みを変えていかねばならないと思っています。担い手の経済状況に配慮した事業が創設されることを私は期待しているんですけども、その可能性はあるのでしょうか。

深谷 結論から言えば、ありません。このことと関連すると思うのですが、米の仮渡金の支払方式が今年から変わりました。昨年までは一万円から一万二、〇〇〇千円程度支払われていたものが、全農全国本部が提示した集荷概算金は、うるち米については六〇kg

当たり七、〇〇〇円です。というケースが多くなっていて、すでに千葉県は七、〇〇〇円に決めたそうです。県本部によっては追加払いがこれに上乘せされますが、従来よりも農業所得が減ることは間違いなく、小作料を支払えなくなるケースが発生するのではないかと危惧しております。合理化法人が一時貸付している農地についても、当然、小作料を支払ってもらわなければならないのですが、その受け手農家が小作料を支払えなくなるケースが発生するかもしれません。

米価が下がるということは農地価格が下がるということです。先ほど申しましたけれど、東北では米価の下落とともに水田価格が急落しております。青森県における昨年の一〇アール当たり平均買入水田価格は四〇万円まで下がってしまいました。今年は四〇万円を切ってしまうかもしれません。北海道は道公社の売買介入率が非常に高いので、農地価格は極端に変動しませんでした。しかし、小作料が支払えなくなるといったケースが多発すれば、一時貸付を止めようという動きが出てくるかもしれません。都府県の一部では、すでにそのような状況になっています。

なお、道は売買事業に係る資金借入れに対する利子助成を行っています。これから実施される合理化事業につきましては、全国農

地保有合理化協会が行う助成と合わせると十分の十補助、つまり無利子になります。

東山 例えば十年以上に及ぶ長期リース制度が新設される可能性はないんですか。

小南 現行の制度では五年間延長が認められています。ですから、貸付期間は最長十五年となっています。

東山 今後も一時貸付タイプに頼らざるを得ないと思うのですが、それも予算があるといった裏付けがなければダメということなんでしょうね。

深谷 一時貸付タイプの理念と実行は別だと思っんですよね。例えば道公社が担い手の経営改善計画を策定して、経営支援まで行っていくのであれば、それはかなり効果的でしょう。しかし、十年後、その受け手農家の経営が傾いてしまっって、それに対する売渡しができないとなれば大変です。宮崎県が行政・農業団体が一体となっって実施している経営管理支援対策のようなものが確立さ

れば、これからも一時貸付タイプは有効性を持ち続けるのではないかと思います。

2. 農地の受け皿としてのJA出資法人

仁平 私は主に水田地帯をフィールドにしているのですが、道内各地の水田地帯を訪問していて、最近、感じるがあるんです。それは、水田地帯における耕作放棄地の実態を正確に把握しなければならぬということです。高齢化が進み、労働力不足が顕著になっっていくと、転作に関してはソバや牧草といった作物が作付されるようになります。こうした農地の中には耕作放棄寸前といったものもあります。それらを含めた上で、耕作放棄の実態を把握していかなければならぬと考えています。

先ほど、北海道の地価はあまり変動がないとおっしゃっていましたが、実は七、八年前までは、上川や空知の中核地帯を含め、北海道の水田価格は著しく下落していました。今でも基本的にその傾向は変わらないと思います。こうした状況の中、南幌町では従来の個別売買では対応できないということで、農協主導で法人を設立し、その法人を農地の受け手として位置づけています。つまり、農協が

土地利用まで踏み込んで、しかもその担い手を育成しているのです。

宮崎では経営支援管理まで農協が行っているとのことでしたが、南幌もそれと同じで、農協が法人に野菜の作付を促すなどして、所得の向上に貢献しているんです。同じ空知に位置するJAいわみざわも、JA出資法人を設立しようといった動きが出ています。今日の報告ではあまりふれられていなかったのですが、こうしたJA出資法人をはじめとした多様な担い手の動向はどうなっているのでしょうか。この点についてまずお聞きします。

それともう一点お聞きします。例えば南幌町では一〇アール当たり水田価格が三五四〇万円となっているのですが、現在の収益水準を考えるとこの地価はあまりにも高すぎます。ですから農家同士の売買がなかなか成立せず、農協主導で設立された法人がその受け皿となっているんですね。米価がさらに下がれば農地価格も下がります。今も土地担保金融は成立していますから、そうすると農家のオーバーローンが問題になって、農地の流動化はますます停滞します。こうした悪循環を断ち切ることは、なかなかできないと思うんですね。先ほど東山さんが貸付期間の延長の必要性について語られていましたけれど、そのようなことを含めて、売買がスムーズに進むような新たな仕組みを構築していく必要があるんじゃないでしょうか。

うか。この点について、何かアイデアがあれば教えてください。

深谷 東大の谷口先生が書かれた報告書によりますと、農協はJA出資法人の設立に対して慎重のようです。なぜかというと、ほとんどのJA出資法人が赤字だからです。経営が軌道に乗っている法人の多くは、担い手がそれなりに定着している地域に位置しています。しかし、これからJA出資法人の設立を検討している地域は、JA出資法人をいわゆる最後の受け皿としなければならないような条件の良くない地域がほとんどではないでしょうか。一昔前、各地で市町村農業公社が多数設立されましたけれども、その状況に似ていますね。

それと、農地の売買の仕組みについてですけども、農地を売る大きな理由は負債整理だと思います。つまり、出し手側に要因があるのです。出し手側に負債がなければ、売買にこだわらず、賃貸借での流動化を推進させるのが有効ではないでしょうか。道公社による一時貸付がかなり含まれているとはいえ、北海道における利用権設定率は年々上昇しています。ですから、北海道においても賃貸借における移動の推進は意味があると考えています。

さらに、東北大の工藤先生に合理化協会が発行している『土地と

『農業』に書いていただいたのですが、農地貸付信託事業も有効であると考えています。農業をやめて農村を離れ、不在地主となってしまうケースは北海道でもあると思いますが、合理化法人を通じて、そのような方々が財産として所有している農地をこれからも農地として維持していくことをサポートするのがこの事業のねらいです。信託は日本にはなじまないと言われていますが、この事業をなんとか定着させたいと考えています。しかし、それにはハードルがあります。この事業では、農地の信託しかできないんです。「宅地も山も墓も全部管理して欲しい」という不在地主が多いのですが、農水省による仕組みなものですからそこまでできません。家を含むことができれば「田舎で農業をしながら暮らしたい」といった人に農地と住宅をセットにして貸すことができますが、信託財産を総合的に運用する仕組みとなっていないので、それはできません。もっと現場の事情を配慮して欲しいと思っています。

太田原 JA出資法人については谷口さんが様々な事例を紹介しているようですが、この点について井上君、説明できますか。

井上 谷口さんと共著者である李さんは、確かJA出資法人を

五つの類型に整理していたと思います。農作業受託を行うものや集落営農を行うものなど、各類型から多数の事例を紹介されているのですが、条件や情勢が厳しくなればなるほど、JA出資法人はいろいろな事業に取り組み、法人自らの経営基盤の強化とともに、地域振興といった役割にも貢献していかなければならないと説明されていたと記憶しております。

深谷さんが先ほど、JA出資法人は農地の最後の受け皿として設立される傾向にあるとおっしゃっていましたけれども、確かにその傾向は強いと思いますが、市町村農業公社や集落営農などと連携または役割分担を行って、担い手として発展している事例も少なからずあるのではないかと思います。北海道も同じで、仁平さんが紹介された南幌町の事例は農地の受け皿として機能しています。ある地域には債務保証のために農協が出資している法人があります。その一方で、道東には支援システムの機能を果たすと同時に担い手としても展開している事例があります。

黒澤 条件が厳しい所でJAが出資をして法人を設立し、支援を行うケースが多いとのことですが、一般にそのような地域のJAは法人に出資できるほどの余裕があるとは思えません。他に本質的

な理由があるような気がするのですが、どうでしょう。

井 上 農協が関与しないと崩壊してしまうような、いわゆる極

限状態にある地域は存在するのではないかと思います。ご指摘のとおり、そのような地域に位置する農協の経営は概して厳しいでし

う。けれども、このような地域は農業以外に基幹産業がないケースが多いので、農協による支援がなければ崩壊してしまう可能性が高

いわけです。もちろん市町村が支援を行っても良いのですが、市町村だって財政事情が厳しいことになりませんか。それと、北海

道は当てはまらないかもしれませんが、最近急速に市町村合併が進みましたので、市町村は農村部にまで届かないケースが多いと

考えられます。そのため、農業を基幹とする地域においては、農協が介入せざるを得ないんじゃないかと思うんです。

3. 小規模農家・企業を含む多様な担い手による農地利用

黒 澤 深谷さんの報告にとっても刺激を受けました。「狼は本当

に来る！」というクライシスの受け止め方を聞いて、我々はちょっと甘かったのではないかと反省しているんです。その「狼は本当

に来る！」という発言の中で、高木総裁や本間教授は政府に近いとの説明がありましたけれども、ここで言う政府というのは農水省も総務省も財務省もみな同じだということなのでしょう。これらは一枚岩なのでしょうか。この点について、まずお聞きしたいと思います。

続いて二点目です。兼業農家、小規模農家、定年退職後に就農した団塊世代、クラインガルテン、ダーチャなどが食料生産の大部分を支えるというコメントがあつて、これは肯定的な意味での発言と理解してよろしいのですよね。この点について、もう少し詳しくお話いただきたいと思います。

それから三点目ですが、経営管理支援の強化というお話がありました。ちょうど私たちもこれに関連する仕事をやっている非常に高い水準を目指すものなのか、実効性のあるものなのかということをお聞きしたいです。あくまでも私見なのですが、北海道は認定農業者の比率が相対的に高いです。これはもちろん専業農家率の高さに影響されたものでありますけれども、その認定にあたって必ずしも厳密な審査を行ってこなかったという事情も関係しているように感じています。深谷さんが紹介された宮崎県の事例は系統組

織の切り札としてお話されたように聞こえたのですが、経営管理というのは、農業者の意識レベルや意欲に左右されますし、年齢階層によってそのあり方が異なります。また最近は個人情報をどう扱うのかといった問題も避けられません。これらの対応について、現場の普及員や農協職員は結構苦労していると思います。本気でやるとなれば人員も必要になります。こうした実態を踏まえると、実効性のある経営管理支援というのはかなり難しいと感じているのですが、この点についてお話いただけたらありがたいです。

深谷 先ほどお話しした「政府」という言葉は、は非常に曖昧です。骨太方針では、経済財政諮問会議と協議して、農業政策の見直しと工程表を提出することになっています。したがって、農水省は官邸との意見の付け合わせを行っています。研究者の方々には、政府の委員をやられている方とそうでない方がいます。政府内の風があって、それをどう読み取るのか。その読み方次第でポジションが決まるということではないでしょうか。

それから、兼業農家や小規模農家についてですね。東京で議論している、「兼業農家や小規模農家に支援をすべきではない。大規模農家に支援を集中すべきだ」という発言をよく耳にします。「家

事的な労働による生産は規模拡大につながらないからマイナスだ」という考えを持つ人もいます。しかし、「そうではないんじゃない」というのが私の意見です。「それじゃ兼業農家や小規模農家をどうすればいいの」という反論があるかと思いますが、この点については今日の報告でまったくふれませんでした。集落営農がその回答の一つになるのではないかと考えています。

団塊世代の就農については新聞などでもよく取り上げられますが、食料生産の主要な担い手、土地利用型農業の主要な担い手にはなり得ないでしょうね。ただ、農業に参入していただけるのは良いことだと思っています。これに対して、ダーチャはちよつと違うのかなと思うんです。ソビエト連邦が崩壊してロシアになった時、ダーチャが国内の食料供給を支えたと聞いております。総じて言えば、「専業農家だけでなく、兼業農家だって育成したっていいじゃないか」ということですね。そういう意味で、私は「逆兼業農家化」なんて言ってますけど、この点についてはきつと反論があるでしょう。

それと、宮崎県の経営管理支援対策ですが、これは有効な対策だと思っています。そもそもJAの負債を何とかできないかということから始まっていますが、これについてもその成果が出ています。

全中ではこれを全国展開させようとしていまして、この対策を推進した宮崎県の方がプロジェクトチームのチーム長になっています。課題は土地利用型農業への対応が容易ではないということです。その処方箋がうまく作れないんですね。個人情報については、これがなければ指導ができませんから所定の手続きを行って取得し、きちんと管理しています。「ここまで持っているのか」というくらい、情報がストックされています。

橋 本 先ほど、クラインガルテンやダーチャの位置づけについて反論があるかもしれないとおっしゃっていたので、あえて反論に近い話をさせていただきます。私は今回の農地政策の見直しは、農地政策の理念をどう考えるのかということを基本にして進めなければならぬと思っています。例えば、「賃借権設定のハードルをもっと下げて、賃貸借による規模拡大をより一層推進していきたいましよう」となった場合、認定農業者や農業生産法人、それと農業に参入した企業が同等の立場で競争できるのかといった問題が必ず出てくると思うんです。私は守旧派に近い人間なので、望ましい担い手というのは、認定農業者をはじめとした既存の担い手だと思っています。ですから、これらの方々を優先する仕組みを作っていくの



が農地政策の基本理念であって、企業というのは農地政策の本筋とは別の問題として扱うべきではないかと考えているんです。

もう一点、発言させてください。時間の関係であまり触れられなかった定期借地権についてです。耕作権保護と農地流動化というのは古くて新しい課題でありまして、昭和五十五年に農用地利用増進法ができた時にも両者の関係になりました。農地法の下では強い耕作権保護がはたいて農地流動化が進まないの、賃貸借による規模拡大を進めるために利用増進法ができたわけです。そして、耕作権の保護を強め、さらには農地法20条の解約権の制限も加わって、農業経営の安定に結びついた。しかし、一方でそれをやられてしまうと今度は出し手がなかなか貸し手がなくなってしまう。利用増進法ができたのに、むしろ農地流動化に逆行するような事態が発生してしまった。これと同じような問題が今回また蒸し返されるのではないかと懸念しているんです。土地改良に係る有益費負担の問題も含めて、この点をどう考えていくのかということが課題になっていると、私は思っています。

深谷 最初にお話ししましたが、研究者一人一人が自分の意見を明確に主張すべきだと思うんですね。企業参入については、

「黒猫・白猫論」にたとえて書いたんですけれども、最近「利用さえしてくれば誰でも良いでしょう」といったようなことを言う人がいるんですね。面的集積組織についても、どうかという気がしているところがあります。農地情報を提供したとしても、果たして機能的な農地市場は形成されるのか。それに、農地市場と言いなから依然として地縁関係に期待しているんですね。したがって、農用地利用改善団体の活動が重要な位置づけとなっています。

要するに、三年先のことがどうなるのかわからないのに、二十年先のことが読めるのかと思います。そんなことまでして、大規模土地利用型農業を展開する企業が果たして登場するのか。そう感じたものですから、九州大学の福田先生の論文を引用して、実態はそうではないだろうとお話させていただいたんです。

有益費についてですが、実は昭和55年に合理化協会がその算定に関する調査を引き受けたことがあります。国会で付帯決議をされていました。

橋本 ありがとうございます。私も同感です。農地市場のお話ですけども、現場の方々にお聞ききすると「売りたい人はいるけど、買う人はいない」とおっしゃるんです。それならば、農地が

余っているのかと思いますよね。ところが、例えば農地を欲しがっている新規参入者のためにどのような農地が余っているのか実態調査を行ってみると、「提供できる農地はほとんどないよ」と言われるんです。なぜかという、優良農地はその周辺の方々に取得されてしまうからです。出てくる農地は条件の恵まれないものばかりなんですよね。農地市場というのはこのように閉鎖的な性格が強いものですから、こうした情報しか出てこないんです。こんな情報を全国各地で収集して、いったいどれだけの意味があるのかと思ってしまいます。

4. 有識者会議による議論の評価と面的集積組織への期待

太田原 橋本さんも面的集積組織には期待できないとお考えなのですか。

橋本 まだ見えない部分がありますのでね。

太田原 有識者会議でどのような議論になるのかにかかっているのでしょうけれどもね。ただ、全国ネットで「いい農地が空いている

ぞ」という情報が提供されたらどうなるのでしょうか。今までは、供給農地はその農地が位置する地域に定住している農業者に引き受けてもらっていたわけですよ。だから、動くといっても限定的だったんですね。それが地域外に住んでいる「黒猫にも持たせよう」ということになったら、果たして動くようになるのでしょうか。

深谷 市場化の議論で重要なことは、自由化をしたいと言っておられる方々は、ある意味、ただ市場化したいだけなんです。「市場というのはもっと自由に規制すべきものではない」ただそれだけのことなんです。ですから、実態を知っている人は「それじゃ動かないよ」と思っています。こうした自由化や規制緩和というのは、例えば教育や医療などいろいろな分野で問われています。そのいろいろな分野の一つが農業であり農地だということなんです。教育や医療も自由化したいというご意見の方々は、農業や農地を特別扱いすることはできないわけです。

橋本 白猫・黒猫の議論というのはいろいろな部分に出てくるんです。例えば耕作放棄地の問題なんかもそうなんですよね。38万畝も耕作放棄地がある。それを活用する処方箋を作ろうとなると、

具体的な回答をまだ得ていない段階で「それは本筋とは違うじゃないか」というような反論が出てきて、結局、問題が解決されない。それが非常に悩ましいところですね。

深谷 先ほど経済政策の本道は価格政策だと言いましたけれども、結局、農業所得が上がない限り、農地を有効に活用していくことは困難だと思うんですね。まず、これが大前提です。さらには、農地を有効に活用していない人に何らかのペナルティとまでは言いませんけれども保有コストを払ってもらう。こういうことがなければ、農地は流動化しないと思います。小作料の上乗せだとかも検討されています。小作料の上乗せというのは農外所得になるかもしれないんですが、農家所得そのものは上がることには変わりはないんですよ。このようなことをやっていかないと、農地は動かないということです。全国的に農地流動化率が高い市町村を見てみると、このような助成策がなされているケースが多いように思われます。

吉岡 面的集積組織と経営管理支援対策の関係についてお聞かせいただきたいんですけども、この二つが上手くリンクすれば非常に面白いなあと漠然と考えました。面的集積組織に経営に関する

アドバイスをを行う機能を持たせることができるのか。そのようなビジョンが描かれているのか。まず、この点についてお聞かせ願います。

それと、農地保有コストが低いというお話がありました。これについて、どのようなご意見をお持ちなのか。もう少し具体的にお話いただけますでしょうか。これまでコストを高めるような議論がなされてきたのか、それとも問題点の指摘だけに留まっていたのか。この点について、現状をどう認識されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

深谷 まず一点目ですが、農地制度というのはとすると縦割り行政の中で議論されています。旧農政課、今の構造改善課の担当になっていますが、これは大きく括れば経営局に属しているんです。ところが、面的集積組織には経営という概念が十分に組み込まれていないとは思えません。経営局長は「面的集積組織には経営という視点が必要だ」全国農業新聞にこの主張が掲載されていました。私も同じ考えです。先ほども紹介している宮崎県でもこのような形で取り組んでいます。各農家の経営を支援する中で、営農指導から販売支援を行い、その中で、労働力等を考え、規模拡大が可能かどうか

かを判断し、農地の利用調整を行っていく。そのため、JAに合理化法人の資格を持たせるといったきめ細かい対策を行っています。ただし、こうしたシステムができたからといって必ずしも単純に農地が動くとは限りません。やはり、現場の方々、具体的には市町村、農業委員会、農業団体の方々が、このようなシステムの有効活用を推進していかなければ意味がないと思っています。

次にコストの問題ですが、これについては固定資産税の見直しはしないということになったので議論していないんじゃないかと思えます。コストに関してよく言われるのは、利用していない人の保有コストを高めるべきだということですね。となれば、先ほども申しましたけれども、高い保有コストを前提にして、有効に活用している人の農業所得が上がるような仕組みをセットで作るべきではないかと、私は思っています。

太田原 お話を聞いていて、「実はそんな話しじゃないんだよ」といったご指摘がいくつもあったような気がしています。農地政策の見直し、有識者会議の開催、これはあくまでも農水省が行っているんですよね。先ほど、政府と農水省の関係についてふれられていましたけれども、これまでは政府・官邸にとって農水省は抵抗勢力

だったはずなんです。だから、最近、変な外人ばかり集めているんですよ（笑）。農水省の会議に専門家であるA先生やB先生が呼ばれない。そういう先生方を含めないで、思い切って規制緩和や市場化をどんどん進めていく。農水省はそれに応えるために最低限の改革を行うといった構図になってきたんでしょう。そして、今後、農業は誰が担っていくのか。これまでどおり白猫とするのか、それとも黒猫を入れるのか。この点については、曖昧なまま議論が進んでいくのでしょうかね。

私の専門は農協論なんですけど、農協に関して言うと、最近、急激に地域協同組合論者が強くなってきているんです。彼らは「組合員は農業者にこだわるな」「職能組合はやめろ」といった発言をするんです。しかし、そうなるって監督官庁は農水省じゃなくなってしまうんですよ。だから農水省は抵抗して農協は農協としておきたいのですが、それでは攻撃されてしまうんです。農地についても根底にそのような問題があって、非常に苦しい状況にあるのではないのでしょうか。北海道はこれまで正論で通用してきた地域ですから、私は農水省の応援をしていかなければならなと思っています。けれども、道の皆さんはどのようにお考えですか。山口さん、いかがでしょうか。

山口 皆さんがおっしゃられたとおりだと思います。北海道は農水省の政策を着実に実行した結果、担い手が定着している。ですから三万二、六〇〇人も認定農業者がいるのです。しかも、認定農業者におよそ八二%の農地が集積されています。都府県はそれが24%ぐらいしかないんですよ。

深谷 北海道についてですけども、転作に関して言えば農水省の言うとおりにやってきたと思うんですよ。問題は産地づくり交付金です。将来、ゼロにはならないと思いますけれども、水準は確実に下がると思います。その時にどうするかです。

これは北海道だけの問題ではないんですけども、転作をやめようと手ぐすね引いて待っている方々が沢山います。集荷円滑化対策に参加している農家は四八%ぐらいで、この方々は産地づくり交付金を受け取ることができます。しかし、それ以上の方々が産地づくり交付金をもらわずに単なる規範として転作を行っているわけです。このような方々が増えれば、いずれ生産調整は潰れてしまうだろうという予測なんです。そうなれば、皆、米を作るようになるでしょう。しかし、米は過剰です。売れるかどうかはわかりません。麦もFTAの影響で吹っ飛んでしまうかもしれません。先ほだから

言い続けてきたのですが、三年以内に「狼は本当に来る！」かもしれないんです。ですから、少なくとも3年くらい先のことまで予測しておかないと、大変な状況になるのではないのかという気がしているんです。

5. 耕作放棄地の実態とその解消

太田原 問題の核心に入ってきましたけれども、終了時間が迫ってきています。そこで、これも重要な問題なのですが、耕作放棄地の問題について議論しておきたいと思います。耕作放棄地を五年間で解消することですが、常識的に考えて無理ですよ。この点について、道ではどのように受け止めていますか。

松平 二〇〇五年農林業センサスによると、ご存じのようにこれは農家への調査方式で行われておりますが、北海道の耕作放棄地は約二万畧あるんです。しかし、農水省が平成十八年に行った農振農用地区域内の耕作放棄地に関する農業資源調査によると約三、八〇〇畧くらいなんです。調査対象などの違いでしょうか。このセンサスの耕作放棄地面積につきましては、農業委員会や市町村も乖離

を感じているようで、市町村によっては、センサスには耕作放棄地面積が記載されているのですが、「うちの町は耕作放棄地は無い」と言われることがあります。耕作放棄地の実態をどのように把握すれば良いか考えてしまいます。

それと「五年以内の耕作放棄地の解消」に関係することなのですが、今、関係する市町村に遊休農地解消計画を策定していただいております。それは計画なので、実際、どこまで耕作放棄地がなくなるかということはありますが、農水省も「策定して下さい」という立場にあり、農業委員会や市町村の皆さんも「それぞれの実情のもと、できるだけ耕作放棄地が出ないようにしよう」という考えを持って取り組んでいるのではないのでしょうか。

太田原 実態の把握から始めなければならぬですね。我々大学教員も「お宅の大学に勉強放棄している学生は何人いますか」と尋ねられたら、「いるわけないじゃないですか」と答えるしかないですもんね（笑）。これは難しい問題です。

黒澤 国が実施している遊休農地解消セミナーに、二回お付き合いしたことがあるのですが、その時、胆振の中山間地域で遊休農

地の実態調査を行いました。そこで聞いた話なのですが、例えば圃場の形状の都合、それから住宅地や基幹道路に隣接している都合により、遊休化している土地が結構あるそうですね。このように遊休化の基準は人によって微妙なズレがあるものですから、統計に出てくる数字をそのまま受け止めてしまうのはどうかと考えてしまいます。遊休農地に関するデータベースを策定するにあたっても、「このような土地は農地に還元する」とか、「このような土地は植林する」といった統一的な基準を明確に作るべきだと思います。

それと、地権者の問題があります。遊休化している土地の地権者が近隣に住んでいれば問題ないのですが、後志管内のある方によると、そのような土地の地権者の多くは首都圏に住んでいて連絡もとれないそうなんです。ブッシュになっているような土地は手の打ちようがなくて、生産装置として復元することすら難しいと言っていました。こうした土地に関しては、現地の方々に「頑張って復元しろ」と言ったってそんな対応できっこないですから、第三者機関等を含めて超法規的に大胆に取り扱うべきです。そして、周辺の土地も含めてゾーニングをやり直す必要があるのではないのでしょうか。

太田原 そういう対応を行っている市町村やJAはありますか。

黒澤 地元の農業者がワークショップを立ち上げて、その方々が地域内にある農地の評価を行って、農地の総合利用計画を策定している市町村があります。ただ、アフターフォローがなかなかできないようなんですね。

井上 豊頃町農協では地域内にある全農地を独自に評価しています。優良農地なのか、そうではない農地なのか、どのように利用されている農地なのかといったことが、一目でわかるようになっていきます。

太田原 耕作放棄地になってしまっただけは遅いので、このままでは間違いなく耕作放棄地になるだろうという農地をどのように扱えばよいのか。その判断が最も大事なことになるでしょうね。

深谷 先ほど黒澤さんが指摘されていた、不在地主が所有する土地の権利設定についてお話しさせてください。たとえば耕作放棄地ではなくても、そのような土地がある地域で利用集積計画を策定するとすれば地権者全員の同意、すなわち印が必要になります。ですから、相続されていない土地があったりすると大変な騒ぎになるん

ですね。財産権の処分に関わることなので、強引にやってしまうと憲法に抵触します。転用については判例があつて転用規制が認められているんですけれども、財産権の処分については難しい状況にあるんです。こうしたことまで議論していかないと、耕作放棄地の増加は止められないと思いますね。

それと、耕作放棄地については、「すべてを解消する」といった目標を設定するよりも、「今ある耕作放棄地がどのような状況にあるのか」といった調査をする方が重要だと思いますね。国は「食料自給率向上のためには四六〇万畝の農地が必要だ」と言っていますから、「耕作放棄地をすべて解消する」といったスタンスを崩すことは難しいでしょう。しかし、市町村は違います。農地は生産装置として機能していないような土地、あるいは環境に悪影響を与えていないような耕作放棄地まで維持する必要があるとは思っていないはずです。解消するには経費がかかるわけですから、生産装置として成り立たないような土地まで維持していくといった目標を持つのは大変困難なことだと思います。例えば我々有志が草刈りに行って耕作放棄地を解消しても、反復継続して解消するためには、やはり農業生産の中で解決していかなければならないと思います。

食料の自給の問題にしてもそうです。「世界は平和でなければい

けない」「宇宙は平和でなければいけない」といった標語を否定する人はいないでしょう。しかし、政策の実践にはコストがかかるし、それに関わるインセンティブも必要です。達成できる見込みのある目標であれば推進してもいいでしょうけど、そうでなければそれに反対して然るべきじゃないかと思うんですね。

太田原 大変、大事なお話ですね。

6. 再び企業による農地利用について考える

寺本 「白猫であれ黒猫であれ、農地は利用してくれる人に任せよう」という話まで出てきているとのことですが、北海道はちよつと違うのかなと思うんです。農業を基幹としているわけですから、やはり「黒猫にもお任せする」という意見には声を張り上げて反対していかないといけないんじゃないかと思います。「農水省も言っているんだから、いいじゃないか」という意見には、ちよつと引つかかるんですね。

太田原 たぶん有識者会議は「黒猫も入れていいよ」といった答

えを出すでしょう。実際、北海道も建設業者等が農業に参入しているわけです。私は自分のことを自作農主義者の権化だと思っているんですけど、ここまで農地が荒れてしまうと、そんなこと言っていられないなと思ってしまってます。ですから、合法的に農業を行うのであれば、それを受け止める必要もあるのかなと思っています。実は黒猫・白猫という話は昔からあったんですね。「売りたいのに売れない負債農家の土地があるので、誰でもいいから買ってくれ」というような話、昔はよく耳にしましたよ。そんなことを振り返っていたら、「白猫でなければダメだ」という結論を出さなければならぬ理由はないんじゃないかと思ってしまうですね。ただこの問題は、早急に結論を出すのではなく、じっくりと議論していく必要があると思いますね。

深谷 「株式会社が悪い」という結論は出せませんよね。現に日本の資本主義を支えているのは株式会社ですし、会社法が改正されて、農業生産法人だって有限会社ではなく株式会社になったのですから。それと、これまで農地を転用してきたのは誰かというと、株式会社ではなく農家なんです。ですから、黒猫・白猫の話をするよりも、日本農業が危機的な状況にある中で、企業が日本農業を

支える担い手になりうるのか。こうしたことをもつと議論していく必要があるのではないかと思います。耕作者主義における耕作者は自然人を指しているんですね。ですから農業生産法人だって所詮継子なんです。きちんと耕作していなければ、農業委員会に勧告されることだってあります。解散すれば国家買収の対象になります。農業生産法人制度はこうした仕組みの中で成立しているんです。したがって、株式会社を一方的に悪く言うのはどうかと思えますね。株式会社のことをまるでテレビの水戸黄門に出てくる悪辣な「越後屋」みたいに扱う人がいるんですねでも（笑）、「そうではないだろう！」と言いたいですね。

太田原　そりゃ農家の中にも悪い人間はいるでしょう（笑）。私が言いたいのは、それだけじゃないんです。先ほども議論になりましたけど、医療、教育、社会福祉、そして農業。これらは株式会社をシャットアウトしてきた分野なんですよ。なぜかと言うと、営利主義で行われては困る事情があったからなんです。それと、もう一つ大事なことは、これらはみな補助金を受けている分野なんですよ。つまり、補助金によって成立してきた。ですから、一般にこれまで民間企業が参入できなかったわけです。しかし、参入する企業

が増えてきて、例えば病院の株式会社化まで議論されるようになって。こうしたことが成立すると、政府のバックアップがなくなるかもしれません。これが怖いんですよ。農業も同じで、株式会社がいくつも参入し、その経営が軌道に乗ったら「もう補助金はいらないんじゃないか」と思われるかもしれません。これは白猫・黒猫の議論では語れない、もっと大きな問題ではないかと思っています。まだまだ議論すべきことがたくさんあると思いますが時間がまいりました。ここで本日の研究会をお開きにしたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。



出席者

座長 太田原高昭 社団法人北海道地域農業研究所 所長
報告者 深谷 成夫 社団法人全国農地保有合理化協会 調査広報部 次長

<五十音順>

新井 敏孝 株式会社北海道協同組合通信社 取締役 編集部長
伊藤 謙二 北海道農業協同組合中央会 農業振興部 調査役
川田 敦彦 北海道 農政部 農業経営局 農業経営課 主査（利用集積）
黒澤不二男 社団法人北海道地域農業研究所 常務理事
小南 順 財団法人北海道農業開発公社 農用地部 農地課 課長
鈴木 啓徳 ホクレン農業協同組合連合会 役員室 営農対策課 調査役
高橋 一臣 北海道 農政部 農業経営局 農地調整課 主査（土地利用）
高橋 謙一 北海道信用農業協同組合連合会 農業融資部 次長
寺本千名夫 専修大学北海道短期大学 教授
中山 忠彦 社団法人北海道地域農業研究所 研究部 特別研究員
奈良 孝一 社団法人北海道地域農業研究所 研究部長
西村 淳児 財団法人北海道農業開発公社 農用地部 農地課 主査
仁平 恒夫 北海道農業研究センター北海道農業経営研究チーム研究チーム長
橋本 正雄 北海道農業会議 事務局長代理
林 亮年 北海道農業協同組合中央会 岩見沢支所 主査
東山 寛 北海道大学大学院 農学研究院 助教
細山 隆夫 北海道農業研究センター北海道農業経営研究チーム主任研究員
松平 孝 北海道 農政部 農業経営局 農地調整課 主査（農地調整）
矢野 実 社団法人北海道地域農業研究所 専務理事
山口 和海 北海道 農政部 農業経営局 農業経営課 主査（経営体育成）
吉岡 徹 酪農学園大学 酪農学部 講師
吉尾 信隆 財団法人北海道農業開発公社 農地管理監
和田 好充 社団法人北海道地域農業研究所 研究部 次長

事務局 井上 誠司 社団法人北海道地域農業研究所 研究部 主任研究員

「農業に魅せられて」

…その3 食農体験編

養鶏農家（東川町）

新田 みゆき

みのりの秋を迎え、あちこちから収穫作業などの体験事業の案内が届く季節になりました。就農して「生産者」と呼ばれるようになり、十年以上経った私ですが、自分が生産したもののや自家栽培しているもの以外は購入しているの、「消費者」の一人でもあります。毎日当たり前のように食べている様々な食べ物ができるまでの背景について、生産過程や加工工程などの知識はあるものの、まだ一度も生産現場にいったことがない食べ物もたくさんあります。食いしん坊で知りたがり屋の私にとって、体験事業は、自分の知らない現場におじゃまして身を持って知ることができるチャンスです。短時間、短期間の体験では、携わっている人々の苦勞や工夫、抱えている問題点の一端を垣間見ることしかできないかもしれません。けれども、現場では自然と食への興味と関心が高まり、わかっているつもりで知らなかったこと、当たり前すぎて見落としていたことなど、生産者としても消費者としても、いつもとは違った目線で「食」を見つめることができると感じています。

こうして、食農体験事業には就農前から楽しみながら積極的に参加してきた私ですが、ここ数年は、いろんな方と一緒に企画を立てたり、スタッフとして運営に加わったり、主催者側として参加することが増えてきました。

◆今こそ、絶好の機会では？

自給率が低く、多くの食糧を



左が著者

新田みゆき(にった みゆき)さん

1964年 稚内市生まれ

1997年 稚内市上勇知にて養鶏業開始

2007年9月 東川町に移転

夫 由憲さん(42歳) 拓殖大学北海道短期大学環境農学科
新規就農コース在学中

長男 美春君(高1)

長女 みのりちゃん(小6)

2 ha の農地を所有し、平飼にて鶏250羽を飼育

国外に頼っていて世界一の農産物輸入国である私たちの国、日本。その反面、食べ残しや食糧廃棄は増え続け、その廃棄処理のため、たくさんのエネルギーやお金を使っています。気候の変動による穀物生産量の低下や穀物のバイオエタノール化の影響で、家畜の飼料のみでなく、さまざまな食品の価格が高騰しはじめたニュースは、私には、「食」のあり方を見直すよう促している警鐘に聞こえます。

さらにこの頃は、食品の偽装や賞味期限の不当表示、BSE検査の行方、基準値を超えた残留農薬の問題など、食をめぐるさまざまな問題が毎日のようにマスコミで取り上げられています。そうしたニュースを見聞きするたびに、「食」は人が生きてゆくために欠かせないことな

のに、なぜおろそかになってしまうのだろう・・・と、生産者としても消費者としても、とても考えさせられます。同時に、さまざまな報道の中には断片的だったり扇動的だったりする情報もあり、生産現場の状況が伝わらないのでは?と感ずることもあります。

けれども、多くの人が食への関心を寄せている今こそ、チャンス!いろいろな立場の人が「食」について考え、一緒に見つめなおす絶好の機会ではないでしょうか。

◆大きな問題だからこそ、身近な足元から

多くの方が関心を寄せている今が絶好の機会とはいえ、食に関する課題や問題はあまりに大きく広く複雑で、調べれば調べる



酪農見学では糞だしも体験



集卵体験ではつい笑顔がこぼれます

ほど事態は深刻であると感じます。「なにをどこから、どうやって取り組めばいいんだろう・・・」なんて、途方にくれて悩んだこともありました。でも、大上段に構えずに、自分が身の丈でできることや、普段感じていた気持ちを忘れずに、自分自身も体験を楽しもう！と思うようになってから、ふーっと肩の力が抜けたように感じています。

大きな問題だからこそ、身近な足元から。母ちゃん養鶏経営者として、飼料の内容や衛生管理など、鶏の飼養管理について理解していただくために集卵作業を盛り込んだ催しを行ったり、北海道の基幹産業である酪農や水産の生産現場を訪ねる企画などを、いろいろな方に協力していただきながら、今後もコツコツ

と行っていきたいと考えています。

◆体験を通してストンと腑に落ちる

卵といえば冷蔵庫のドアポケットに入っていて、ひんやり冷たいものというイメージを持っている方が多いようです。

我が家で集卵作業を体験していただくと、産卵箱の中は、産み立てでまだ温かい卵がたくさんあるので、「卵はイキモノが産んだものなんですよねー。当たり前のことだけど、なんだかストンと腑に落ちました」と嬉しそうに話す方がたくさんいらっしゃいます。

子ども達の質問で一番多いのは、「この卵、孵る？」です。我が家は有精卵なので、「上手に孵したら、ヒヨコになるよ」

と答えると、みんなとても複雑な表情を浮かべます。

小さな手のひらで感じた卵のぬくもりを通して、食べることは命をいただくことだと、心の中で噛み締めているようです。

◆「つくる」と「食べる」を楽しむ

今年の初め、我が家の主催で、「つくる」と「食べる」を楽しむ小さな催しを行いました。内



保健師さんから正しい手洗いを教わりました

容は、地元で作られている「宗谷の塩」や北海道米を使ったおにぎり、地域で生産されたジャガイモや、道内産のタマネギ、ニンジン、味噌、バターなどを材料にして作る北海汁を、お子さんとその保護者が一緒に調理して味わうといったものです。

ちょうど感染性の胃腸炎が発生しやすい時期だったので、調理作業をする前に、稚内市の保健師さんから感染を予防するための正しい手洗い方法を指導していただきました。きれいに手洗いをしたら、さあ調理開始。

まず始めに、利尻昆布とカツオ節で北海汁につかうダシをひきました。大鍋から白い湯気とともに立ち上がるダシの香りにつつまれながら、みんなで野菜を切りました。まだ包丁を上

手に使えない年齢の子も、お母さんの手を借りながら一緒に包丁をトントン。調理作業の合間に、材料について「誰々さんが作ったのですよ」などと私がアナウンスすると、みなさんは作業の手を休めて聞いてくださいます。「いつもは追い立てられるように食事の仕度をしているけど、今日はなんだかゆったりできて、料理を作ることを楽しめます」とあるお母さんから言っていたいたのは、嬉しい出来事でした。

その後、それぞれ思い思いの形や大きさのおにぎりを握って、全員で大きなテーブルを囲んで会食しました。子ども達が自分で握ったおにぎりをおいしそうにほおばる姿を見ると、なんとも幸せな気持ちになりました。

◆栄養バランスの偏りと 味覚障害

この頃、味覚障害の子どもや
若者が増えていると聞きます。
その原因のひとつは、亜鉛不足

といわれています。亜鉛が不足
する原因はいろいろと考えられ
るようですが、食品の保存性の
向上や、風味や食感、見た目や
色合いをよくすることを目的と
して加工食品に使われている食



お母さんと一緒に調理

品添加物の中には、亜鉛の吸収
を妨げたりするものや、体内か
ら排出してしまう働きがあるも
のがあるようです。すぐに食べ
られるものが簡単に買えるよう
になりましたが、コンビニ食や
ファーストフードなどに頼った
食生活は、栄養バランスの偏り
だけでなく、味覚も鈍らせてし
まうとのこと・・・。

このような乱れた食生活を、
食育の第一人者である服部幸應
さんは、『孤食』『個食』『固食』
『小食』『粉食』『濃食』の六つ
の「こ・食」で表すことができ
ると指摘しています。

食が病んでくると、食べものが
生まれる環境や社会的背景な
ど、生産現場への興味や関心も
薄れてしまうのでは・・・と不
安になるのは私だけでしょいか。

◆食べることは、農的行為 である

アメリカの環境思想家、ウェ
ンデル・ベリーは「食べること
は、農的行為である」と言いま
す。「つくること」や「食べる
こと」の体験は、まさにその農
的行為ではないでしょうか。

食についてもつと興味と関心
を持ち、今一度見直してみるた
めにも、ぜひ、多くの方に食農
体験を楽しんでほしいと願って
います。



「手習い」イギリス文化論

第9回

～農村で出会った“かわいい”ものの達～

北海道大学創成科学共同研究機構

明治乳業「乳の価値創造研究」寄附 研究部門 博士研究員

小林 国之

こういう経緯だったのか覚えてはいないが、いつからか牧羊犬というものに興味を持っていた。広い牧草地の上で、羊の群れを相手にハンドラーとの共同作業で羊を集めるその姿に無性に憧れを抱いていた。今回のイギリス滞在。実は隠れた大きな目的の一つに、本場の牧羊犬を見てみたいというものがあった。牧羊犬を始めとして、人間と犬との関係を広く観察してやろうと思っていた。

イギリスにきてまもなくの頃、そのころの習慣だった本屋通いをしていたときに、ふと白と黒の犬が表紙の本が目に入った。“How to speak to a dog”犬との話し方と題されたその本を、内容よりも表紙買いた。この表紙の犬が、牧羊犬として活躍しているボーダーコリーという品種である。イングランドとスコットランドの国境近くで生まれたこの犬種は、一日何十キロも走ることができるというその体力と、羊を追うときの集中力のすばらしさから、牧羊犬として使われているというのが、犬の図鑑によく載っている説明の文句である。

犬とのコミュニケーションの取り方を色々と説明したこの本であるが、なかに当時の私が強く同感できた言葉が書いてあった。犬は、人間の言葉を話すことはできないが、人間の言葉を

小林 国之（こばやし くにゆき）氏



- 1975年 北海道に生まれる
- 2003年 3月 北海道大学大学院農学研究科博士課程
後期課程修了（博士（農学））
その後、北海道大学大学院農学研究科
研究員を経て
- 2004年 4月 日本学術振興会特別研究員（酪農学園
大学酪農学部所属）
- 2007年 4月 北海道大学創成科学共同研究機構
明治乳業「乳の価値創造研究」
寄附 研究部門 博士研究員

◆主な著書

『『農協と加工資本』～ジャガイモをめぐる攻防』
(株)日本評論社 2005年

かなり理解することができるといえる言葉である。当時、ネイティブの話を徐々に理解することができはじめていた私にとって、思ったことを言葉にすることの難しさを日々実感していた。犬はしゃべれないけどもわかっているんだよ、という言葉が私の気持ちを代弁してくれていると感じた。

イギリス人にも、家庭犬としても人気があるこの犬種の様々なグッズなどもうられている。街中でもよくボーダーコリーを見かけていたが、やはり本当に牧羊犬として働いているところを見たい。そのために、Sheepdog trialという、競技会に行くことにした。イギリスにきて五ヶ月ほどがたった、初秋のある日曜日のことである。牧羊犬の競技会とは、もともと牧羊犬の品種改良と技術の向上を目的に、実際の牧羊家がそれぞれの技術を披露する場としてイギリス全土の農村で開催されてきたのである。ハンドラーと呼ばれる人間が牧羊犬に言葉や犬笛などで指示を送りながら、羊を集めながらゲートを通させ、最後にPenと呼ばれる柵の中に追い込むまでの正確性とタイムを競うものである。



競技会会場風景

牧羊犬ならぬ牧羊豚が活躍する映画「ベイブ」を見た方は、その競技の概要がわかりただけだと思う。この競技会は牧羊家にとつての技術向上の場ではなく、古くから娯楽・スポーツとしての側面も持ってきた。以前には毎週末に全国どこかで開催されている競技会がテレビ中継されていたらしい。現在も時折中継される競技会は、典型的な農村風景の一つである。

競技会は国際大会と銘打たれていた。ISDSという団体の大会で、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドからそれぞれ代表が選出され競うというもので、競技は三日間にわたり、イギリス中西部、イングランドとウェールズの国境近くにある産業革命にゆかりのある Ross-on-Wye という小さな村で開催された。エクセターから車で約三時間のドライブである。

訪れたのは大会の最終日であった。会場には耕作していないとおもわれる土地を使った駐車場があり、車が二百台以上、会場にはいろいろなテントが並び食べ物やボーダーコリーグッズなどを販売している。

会場内にはボーダーコリーを連れた人達が大勢いる。よく訓練されたボーダーコリーというのは、ハンドラーと強い信頼関係で結ばれている。そしてその信頼関係は外見からもはっきりとわかる。飼い主がいつ指示（コマンド）を出すかわからない、

犬は常に飼い主の側にぴったりと寄り添い、顔を見ているからである。会場内にはそうした信頼関係で結ばれたいくつものペアを見かけた。やや薄汚れたハンチングをかぶり深緑のベストを着た初老の男性にぴったりと寄り添う二頭のボーダーコリー。家の中で日がな一日ティーを飲みながらごろごろしていれば、奥さんに邪魔にされ、孫達にもそろそろ嫌われ始めそうなおじいさん。ところがひとたび羊飼いのシンボルである杖を持ち、使い込んだハンチングをかぶって家の外に出れば、厳格で信頼されるハンドラーなのである。やや失礼な勝手な想像がふくらんだ。



さて、最終日である当日は、前二日の予選を勝ち抜いた人達によるチャンピオン大会が開催されていた。前日までは Brace という二頭使いの競技なども行われていた。

当日の競技は、十頭ずつ二つに分かれた群れを一頭のボーダーで集める、というものだ。ハンドラーは基本的には四つのコマンド(「止まれ」「進め」「右回り」「左回り」)で犬を操りながら、羊の群れを自分の思うように移動(ドライブ)させる。

ハンドラーからの羊の距離は八〇〇ヤード(約七〇〇m)。人間の目でもほとんど見えないようなところにいる羊に向けて



飼い主にぴったりと寄り添ってあるく2頭のボーダーコリー



中央に見えるのが羊を入れる柵。中央の上に見える雑木林の向こうから羊を集めてくる

犬を操る（"look back"）、という恐ろしくむずかしそうなコマンドを受けた犬は、遙か彼方にある羊の向けをめがけて走り、集めてくる。最初の十頭の群れを途中にあるゲートを通過させながら、shedと呼ばれるハンドラーのいる近くにある一定の範囲内に集める。その後、その群れを放っておいて、今度は逆の方向、八〇〇ヤードのところにいるもう一つの一群を集めに行く。この羊を放っておく、というのが非常にむずかしいのである。優秀な牧羊犬になるには、目の前にいる羊を睨み続けることができる集中力が必要である。何があっても視線をそらさない高い集中力が、こうした「放っておく」際には邪魔にもなりうるのだ。この集中力は、ボーダーコリーが本能的にもっているものであるが、それをあきらめさせ、別の仕事に掛からせるのは、ハンドラーの日頃の訓練である。

ふたたび "Look back!" という指示を受けた犬は、今度は別のところにいる群れを集める仕事だな、ということを理解する。もう一つの群れ、こちらも丘の上にかすかに見える程度である。さらに、犬と羊の群れの間には雑木林があり、犬は直線的に群れに進むことができない。林を迂回しながらその奥の丘の頂上にいる群れへと犬を導いていかなければならないのである。何頭かの犬は、群れにたどり着く前にいくべき方向を見失っていた。

それほど遠くまでハンドラーと犬の距離が離れてしまうと、人間の声では届かない。犬笛の音が人間の意志を犬に伝えるのである。



出番を待つボーダーコリー

その群れも同じようにいくつかのゲートを通してshedにあつめる。二十頭の一つになった群れを、再び三つのゲートをドライブさせてから、今度は群れの中から印が付けられた五頭だけを分離して、柵の中に入れる。犬とハンドラーがうまく呼吸を合わせながら、群れの中から印の付いた羊だけを絞り出すように引き離して柵の中に入れていくのは、素人から見ても高等技術だということがわかる。



トライアルのコースの周り、ハンドラーが位置する場所の近くには観客席が設けられ、沢山の人達が声援を送っている。客席以外にもコースの周りには沢山の人達が犬と人間の共同作業を見ようと取り囲んでいる。競技の合間にうろうろしていた私は、競技を終えて役目を終えた羊たちが集められている一角にたどり着いた。臆病な彼らにとって、「白と黒の素早く動く奴」に追いかけられるというのは、うれしい体験とはいえないであろう。未だ興奮冷めやらぬといった様子で柵の中にひしめき合っていた。

その柵の近く、コースの中に、一人の老人と一頭のボーダーコリーがいた。次の競技者なのかなと思っていたがどうも様子が違う。しばらくして謎が解けた。彼らは競技が終わったあと

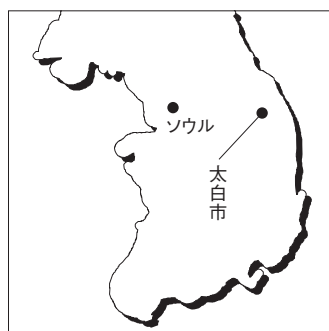


熱心に競技を見つめる観衆

の羊たちを柵に集める係なのだ。競技が終了するまでじっと待ち、終了と同時に素早く羊たちを柵に集める。競技会のスムーズな運営には、もたもたすることは許されない。正確に静かに役割をこなしていく姿は、競技会に参加しているハンドラー達よりも高い技術が要求されるのではないかと思われた。舞台裏に、真の実力者を発見したような気がして、牧羊犬「文化」の深みを知らされた。

青少年の部も同時に開催されていた。彼らは圧倒的経験の差があるベテランのハンドラーの技術を目の当たりにしながら、自分たちもあんな風になりたいとおもいながら研鑽を重ねているのであろう。牧羊犬の技術はこうした競技会を通じて確実に次の世代へと受け継がれているのだ。今ヨーロッパの農業はEUの政策がかわり、牧羊業のなかでも傾斜地や気象条件の厳しい地域にある畜産農家は厳しい状況にある。豊富な経験を持つ「かっこいい」老人達が見守る中で、その技術の盗み、超えようと次の世代、そしてそのさらに下の世代が切磋琢磨をする。伝統が伝わっていくその過程を、目の当たりにしたような期がした。年寄りがかっこいい社会では、伝統とはごく自然に受け継がれていくものなのだ。

連載



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

韓国太白市の事例

No.50

— 農村観光で地域振興 —

今回は韓国太白市（テベック市）の地域おこしを取り上げる。恐らく、この記事で海外事例を取り上げるのは、初めてだろうと思われる。しかし、実際のところ、太白市には取材のためでなく、日韓中農業シンポジウムに参加するために訪問した。しかも、太白市には一日半しか滞在しておらず、十分な情報収集ができていない。そのため、従来の詳細な内容の記事とは異なり、今回は概況を伝える程度の

ものであることを最初にお断りしておきたい。

隣国の韓国において、近年、農村観光が地域おこしとして注目されている。農村観光は農業と直接関係しない部分で所得が見込まれるとともに、都市住民が高い関心を持っているためである。こうしたなかで太白市でも農村観光の振興に取り組んでおり、今回はその取り組みを紹介しながら、シンポジウムでの農村観光をめぐる議論も取り上

1. 太白市の概要

— 石炭のまちから

観光都市へ —

太白市は、江原道の最南端に位置する。こう説明してもピンと来ない読者に改めて説明すると、太白市は日本海側の真ん中よりやや北のところにある。緯度としては新潟県・福島県と同

じである。市名の由来は太白山（標高一、五六七m）からきており、神の子が降りてきた山を「白山」と称し、そのなかで最も大きな山を「太白山」と呼ぶことに起因している。

この神の降臨伝説から、太白市には登山客が押しかけるそうであるが、専ら冬に集中しているという。いわば冬山登山で、山スキー等の楽しみもあるかと思いきや、写真からはそうした雰囲気もなく、真正正銘の登山

のようである。敬遠されがちな冬山登山が活発なのは、憶測であるが、太白山の「白」と雪の色がマッチすると考えられているのかもしれない。

このように太白市と山は密接に関係している。太白市の面積は三〇三・六km²であるが、そのうち斜度三〇%以上の山地は八一・七%を占め、全面積の八九・四%は林野地である。農地は四・九%の一四・八km²で、ほぼ畑で構成されている。農家戸数が八三九戸であることからして、一戸当りの平均耕地面積は一・八haで、全国平均（一・三ha）より大きい。

畑主体の農地には野菜類が多く作付けられており、白菜・大根・トウガラシ（韓国ではトウガラシを調味野菜に分類する）がその代表格である。同時に薬用作物としての

高麗人参の作付けも目立ち、韓国中山間地域の典型的な作付構成をとっている。キムチとして自給用にも振り向けられる白菜等は、近代化から取り残された中山間地域の特徴であり、そうして農地需給バランスが崩れたところに高麗人参が多く作付けられるようになるからである。

ここでの農地需給バランスの崩壊とは、後継者不足・担い手不足のことを指し、農村の高齢化が進展する状況を示している。太白市での農村高齢化がいつから始まったかは、データ不足で分からないが、太白市全体としては一九九〇年代の急激な人口流出が高齢化を招いている（二〇〇五年現在、六五歳以上の人口は一〇・一%）。太白市の人口のピークは一九八七年度の一二・〇万人で、

それ以降は年六・二%減少し、二〇〇〇年度には五・七万人と半数未満になっているのである。急激な人口流出の背景には、石炭産業合理化政策による炭鉱閉山があった。しかし、一九九六年度に「廃鉱地域支援に関する特別法」が制定され、スポーツ・観光・レジャー産業育成のた



太白山に冬山登山する観光客



手前の遮光材の下に高麗人参が作付けられている

めの支援を受けることができるようになり、二〇〇五年度には体育レジャーに限られていた使途が緩和された。太白市は、こうしたなかで二〇二〇年までに「高原レジャースポーツ新観光都市」を作り上げるべく事業を展開しており、石炭のまちから観光都市へと変わろうとしている。

2. 太白市における 農村観光事業

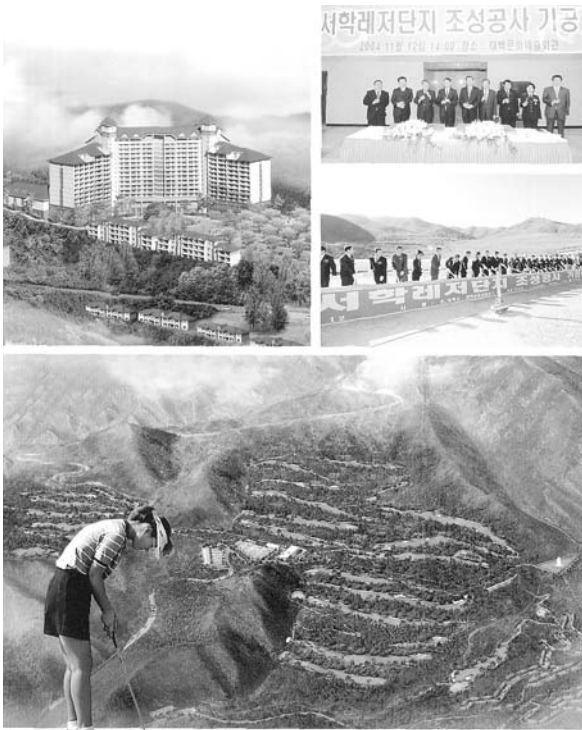
太白市の「高原レジャースポーツ新観光都市」構想では、三兆二千億ウォン（約四億円）を投じて二〇〇の事業を実施する予定である。これらの事業のうち、交通部門の四六事業が八千七百億ウォンでもっとも高く、文化福祉部門が二千億ウォン、環境部門が一千八百億ウォン、観光レジャー部門が一千三百億

ウォンと続いている。交通部門に厚く配分されているのは基本的に人の往来を盛んにするためで、具体的には国道の四車線化が計画されている。

こうしたインフラ事業を除き、観光レジャーに直接関係するのは、観光レジャー部門以外を含めると四一の事業となる。これらの総事業計画費は一兆五千億ウォンとなり、全事業が実施されると仮定すると、太白市は二千億ウォンを負担しなければならない。年間拠出額としては約一五〇億ウォンで、市の収入の六六％に相当する。この六六％を純粋に拠出すると、太白市の財政は赤字となるが、「廃鉱地域支援に関する特別法」による援助があつて市財政は成り立っている。ただし、この特別法は二〇一五年までの時限法であるため、構想完成までの五年間は市が単独で実施する必要がある、現在からの中長期財政計画の立

案が必要であると考えられている。

観光レジャーに関係する四一の事業のうち、事業費が大きいものとしてはソハクレジャー団地（四千四百億ウォン）、国民安全体験テーマパーク（二千五百億ウォン）、高原スポーツトレーニングパーク（一千一百億ウォン）、石炭テーマパーク（一千億ウォン）などがある。農業に直接関係するものでは、高冷地野菜特化団地造成、高冷地野菜加工発酵食品産業育成、農産物共同ブランド開発、太白韓牛生産団地造成などがあり、キムチと韓牛が振興の鍵を握っていると考えられる。しかし、



ソハクレジャー団地造成工事起工式の風景と完成予定図



自生植物園のなかのひまわり畑は、ひまわりだけの畑と一味違う風景を楽しむことができる

各事業費は一〇億ウオン前後と、先に挙げた事業と比べると小さなものであり、太白市の農村観光事業は観光振興に重きを置いたものといえることができる。

最も注目されるソハクレジャー団地と国民安全体験テーマパークを説明すると、ソハクレジャー団地には一六の斜面を

有するスキー場と二七ホールのゴルフ場のほかに、一四七室のホテルと一、〇〇〇室を超えるコンドミニアムが建設される予定である。北海道でいえば中堅リゾートに分類され、スキー場とホテルの規模はMt.レースイ

（夕張市）とほぼ同等である。国民安全体験テーマパークには、安全体験館や安全

学校のほかに、こ

こでもリゾートホ

テルやエンターテインメント施設が建設される予定である。安全体験館

では、地震・火事・津波などの災害の恐怖を体験できるように

なっている。来館者の防災意識を高めることに目的を置いている。

以上のような事

業のほかに、太白市では春にツツジ祭り、夏に映画祭、秋に太白祭、冬に雪まつりと、季節ごとに祭りが開催されている。

また、ファンヨン洞のクワウという集落に高原自生植物園があり、そこではひまわりも大量に植えられていることから、花が咲く夏頃には多くの見物客が訪れているという。

3. シンポジウムでの農村観光をめぐる議論

日韓中農業シンポジウムは、八月三十一日に太白支庁で開催された。報告プログラムを示すと、金仁植（農村振興庁長）「農村観光における韓国農村の未来」を始めとして、柳承宇（忠北大学教授）「江原道の農村開発戦略」、曹玉昆（中国東北林業大学経済管理学園教授）「大都市郊外の観光産業競争力

に対する研究」、松木靖（北海道武蔵女子短期大学准教授）

「北海道の農村観光振興と地域活性化」、金鐘燮（江原道大学教授）「高原観光開発と地域活性化―太白市を中心に―」といった報告がなされ、各報告に日韓中よりそれぞれ三名がコメントするというものであった。

コメントのなかで、興味深い指摘を挙げると次のようなものがあった。

○農業生産だけでなく、農村観光においても高齢化と担い手不足が存在し、担い手確保策も考えるべきである。

○農村観光事業が、農家個々に理解されないまま、独り歩きしていないか？そのため、農家などの地域住民の考えも出てこないのではないのか？

○農村観光を発展させるにはインフラ整備が必要であり、今後においては農村の関与の必要性が高まると考えられるため、行

3. シンポジウムでの農村観光をめぐる議論

農村観光をめぐる議論

日韓中農業シンポジウムは、

八月三十一日に太白支庁で開催された。報告プログラムを示すと、金仁植（農村振興庁長）

「農村観光における韓国農村の未来」を始めとして、柳承宇（忠北大学教授）「江原道の農村開発戦略」、曹玉昆（中国東北林業大学経済管理学園教授）

「大都市郊外の観光産業競争力

に対する研究」、松木靖（北海道武蔵女子短期大学准教授）

「北海道の農村観光振興と地域活性化」、金鐘燮（江原道大学教授）「高原観光開発と地域活性化―太白市を中心に―」

政・研究分野において専門性のある人材を育成・配置することもある必要である。

○太白市の観光テーマでは、大規模な観光施設の建設も必要であるが、本当に必要なかを議論し、こうした差別化が本当に有用であるのかを検討することもある必要である。

○今後の農村振興では、農村に「求められるもの」を維持しながら、開発を併進させる必要がある、「環境」という視点が重要になると考えられる。

また、総合討論において坂下明彦教授（北海道大学）は、「農村観光の概念とは何か？現状では「農村」か「観光」かのどちらかに視点を置いていると考えられる。そのため、今後においてはこの敵対しそうな両者がどのようにして協調できるのか、その仕組みを整理しながら、概念も明確にする必要がある。さらに、地域農業の特徴を意識し

て他の地域と差別化する際には、根本的な土地利用も含めて議論する必要がある。この議論を北海道に適用させようとするれば、原料農産物の生産地という北海道をいかにして特徴づけるかということになるだろう」とコメントされていた。

これらのコメントを受けてシンポジウムの

総括では、①

体験型施設の設置・存在意義の検討、②

農村観光事業の実行役となる人的資源の育成（リー

ダー育成とそ

のための基金造成）、③農村部における農村観光事業広報の充実と協力体制の構築、

④農家の自立支援とそのための制度づくり、⑤農村観光を発展させる法律と体制の整備が必要であるとされた。

日本では、既にハコ物型観光の行く末を経験しているため、総括の①は無関係である。しかし、そうした経験があるなかで、②⑤は再び考えさせられると

いうのは、農村観光の難しさを示すものである。しかも、現在は自治体財政が逼迫しており、日本での農村観光を左右するのは③と思われ、地域一丸となれる意識の向上が求められているといえよう。

（社）北海道地域農業研究所
専任研究員 糸山健介



シンポジウム会場となった太白支庁の外観



総合討論でコメントする坂下教授（左から2番目）



研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣

(平成十九年七月～)

九月)

○「平成19年度JA営農企画部門 研修」

主催 (財)北海道農業協同組合学校
とき 平成19年7月24日
テーマ 地域マネージメント推進の多様な挑戦に学ぶ
講義 黒澤不二男
(当研究所・常務理事)

○「農業・農協問題懇話会」

主催 (財)北海道農業協同組合学校
とき 平成19年8月8日
テーマ 韓国農業・農村の実態と特徴
講義 糸山 健介
(当研究所・専任研究員)

○「トルコ東部黒海地域人材研 修」

主催 (独法)国際協力機構北海道支所(札幌)
とき 平成19年9月6日
テーマ 北海道における地域振興について
講演 奈良 孝一
(当研究所・研究部長)

○「平成19年度生協会 十勝例 会」

主催 生活協同組合コープさっぽろ

○「北海道大学シニアカレッジ」

主催 北海道大学(株)JTB
とき 平成19年8月29日
テーマ ゼロからの出発―北海道農業と米の歴史
講義 太田原高昭
(当研究所・所長)

○JICA「南東欧地域農産物市 場経済」研修コース

主催 (独法)国際協力機構北海道支所(帯広)
とき 平成19年9月20日
テーマ 北海道における地域営農支援システム
講義 黒澤不二男
(当研究所・常務理事)

○「平成19年度生活文化運動研修会」

主催 JA秋田おぼこ
とき 平成19年7月3日
テーマ JA生活文化活動の目指すもの

講義 太田原高昭

(当研究所・所長)

○「平成19年度生協会 北見例 会」

主催 生活協同組合コープさっぽろ

○「東北・北海道農業士・指導農 業士研究会」

主催 北海道農業士・指導農業士研究会実行委員会
とき 平成19年8月30日
テーマ 次代へつなぐ生き活き農業
コーディネーター 黒澤不二男
(当研究所・常務理事)

○「農政問題研修会」

主催 ひつじの会
とき 平成19年7月21日
テーマ 食の安全・安心について

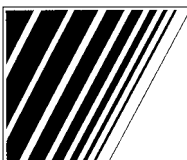
講義 太田原高昭

(当研究所・所長)

講義 太田原高昭

(当研究所・所長)





DATA FILE

関連事項／DATA

(社) 全国農地保有合理化協会
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町 3-29
☎ 03(3263)9361
FAX 03(3263)9365

北海道大学創成科学共同研究機構
〒001-0021
札幌市北区北21条西10丁目
☎ 011(706)9220
FAX 011(706)9220

(社) 北海道地域農業研究所
〒060-0004
札幌市中央区北4条西7丁目1
☎ 011(281)2566
FAX 011(281)2707
HP: <http://www.chiikinouken.or.jp>

編集後記

◇昨年九月「美しい国、日本」の実現を掲げ国民の期待を一身に集め就任した安倍首相が、七月の参議院議員選挙で大敗北し、政局運営にいさづまり体調不良のため退陣。後継として福田内閣が発足したが、衆参のネジレ現象のため国

会運営に苦勞している。政局打開のため、大連立構想(政策協議と言っているが)をあうんの呼吸で呼びかけると、今度は民主党小沢代表の辞任騒動とまるでテレビドラマを見ているような国民不在のここ二ヶ月。

民意を問うべきではないだろうか。◇出来秋を迎え、米の収穫量は全国で八七〇万トン(作況指数九九)全道では六〇万三、〇〇〇ト(作況指数九八)のほぼ平年作となっている。

しかし、過剰作付と消費の減退により米価は下落し生産費を下回る状態にある。政府は緊急対策として四四万トの市場隔離を決定したが、抜本的な米政策の改革がなければ日本の米作が崩壊してしまう恐れがある。

また、原油高、バイオ燃料の増産による穀物価格の上昇による飼料の高騰による畜産経営の悪化、品目横断的経営安定対策についても、手続き・単価等も含め早急な見直しが求められている。

参議院では民主党提案の「農業者戸別所得法案」が可決されており、農政対策が、早ければ年内にもと噂されている衆議院選挙の争点となるものと見られ、政府・自民党がどのような抜本的な対策を示し参議院選挙で失った農業者の支持を得られるのか注目したい。

◇地域農業研究所の設立に尽力され、設立後も平成十二年まで研究部長・研究参与として北海道農業・農協の発展のため尽力・活躍された幸健一郎氏(七十三歳)が、十一月八日逝去されました。

永年に亘るご功績に感謝を申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

「豊かな大地を包みつつける」

ホグレン包材株式会社

代表取締役社長 土反 英秋

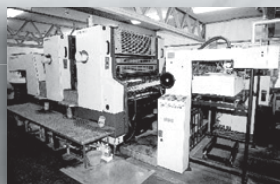
本 社 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17階
TEL (011) 222-3401 FAX (011) 222-5394

工 場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1
TEL (0164) 32-2490 FAX (0164) 32-3120



FUJI PRINT Co.,Ltd.

当社はお客様の夢を実現するために、
創造力と技術力を常に前進させ続けています。
お客様の夢を当社にお聞かせ下さい。
少しでも夢が現実のものになっていくように
我々は努力します。



デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

富士プリントはさまざまな印刷に対応

営業品目

- 定期刊行物 ● 商業印刷物
- 頁物印刷物 ● 記録印刷物
- フォーム印刷物 ● 情報処理加工

附帯サービス

煩わしい印刷物の梱包・発送作業を当
社がお客様に代わって致します。

- 封筒入れ ● タックシール貼り
- 仕分作業
- 宅配便・郵便局・コンテナ
手配 等

当社は2001年9月3日付で品質マネジメント
システムの国際規格である
ISO9001/2000年版の認証を取得しました



富士プリント株式会社

〒064-0916

札幌市中央区南16条西9丁目

TEL.011-531-4711

FAX.011-530-2549

URL <http://www.fujiprint.co.jp/>

おいしい北海道、読んでみませんか？

ホクレン情報誌

GREEN



定期購読
無料

A5版サイズ
年6回(奇数月1日)発行

季節の料理メニュー、北海道
産品のおいしさの秘密、産地
情報や旬の素材をお届けする
通販コーナーなど、おいしい
情報盛りだくさんの「GREEN」を、
ご応募いただいた方全員に
無料でお送りいたします。

お申し込み方法

●ハガキの場合

「GREEN希望」と明記し、住所、
氏名、年齢、職業、電話番号を
ご記入の上、次の宛先へお申し
込みください。

〒060-8651

札幌市中央区北4条西1丁目3

ホクレン広報宣伝課

「GREEN」T係

●ホームページからも

<http://www.hokuren.or.jp/greenweb/>
までどうぞ。

お客様の個人情報に関しま
しては、厳正なる管理の上、
本誌の発送のみに使用させ
ていただきます。

安べも、そのままに。

とれたてのおいしさ、そのまま。

育った土のぬくもりも、そのまま。

作った人の気持ちも、そのまま。

私たちホクレンは、おいしさといっしょに

安心への努力も、できる限りそのまま

お届けしたいと願っています。

おいしいも、あんしんも、この大地から。